

9 月 9 日 (金)

(第 1 日目)

平成28年第7回南関町議会定例会（第1号）

平成28年9月9日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

日程第2 会期決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 報告第2号 平成27年度南関町財政健全化判断比率の状況について

日程第5 議案第63号 南関町工事受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第64号 平成27年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第7 議案第65号 平成27年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 議案第66号 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第9 議案第67号 平成27年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第10 議案第68号 平成27年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第11 議案第69号 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第12 議案第70号 平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 議案第71号 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第14 議案第72号 平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第73号 平成28年度南関町一般会計補正予算（第3号）について

日程第16 議案第74号 平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

について

日程第17 議案第75号 平成28年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第18 議案第76号 平成28年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第77号 平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第20 議案第78号 平成28年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第21 議案第79号 平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第22 議案第80号 有明広域行政事務組合規約の一部変更について

日程第23 一般質問について（2名）

① 5番議員 ② 8番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 立山比呂志君

2番 杉村博明君

3番 井下忠俊君

4番 立山秀喜君

5番 境田敏高君

6番 打越潤一君

7番 鶴地仁君

8番 田口浩君

9番 山口純子君

10番 本田眞二君

11番 橋永芳政君

12番 酒見喬君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（11名）

町長 佐藤安彦君 税務住民課長 菅原力君

副町長 雪野栄二君 福祉課長 北原宏春君

教育長 大里耕守君 経済課長 西田裕幸君

総務課長 大木義隆君 建設課長 古澤平君

会計管理者 寺本一誠君 教育課長 島崎演君

まちづくり課長 坂田浩之君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 深 浦 正 勝 君 書

記 坂 口 智 美 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 起立、礼、おはようございます。

ただいまから平成28年第7回南関町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（酒見 喬君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、2番議員、3番議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定について

○議長（酒見 喬君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、本日から9月15日までの7日間にしたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から9月15日までの7日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告について

○議長（酒見 喬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告の第1点は、平成28年度町村議会正副議長研修会についてであります。本研修会は、去る8月1日、熊本市の熊本県市町村自治会館で開催されました。京都大学こころの未来研究センター教授の広井良典氏を講師に迎え、「人口減少社会を希望に グローバル化の先のローカル化」という演題で講演がありました。人口減少社会への基本的視点から、若い世代のローカル志向、農村、地方都市から大都市への流れとは異なる流れ、各地域のもつ固有の価値や風土的・文化的多様性への関心など、これまでとは逆の流れや志向が生じるとの取り組みなど、講演者の私見を交えながら詳しく解説されました。

報告の第2点は、平成28年度町村議会議長常任委員長議会運営委員長研修会についてであります。本研修会は、去る8月23日、美里町文化交流センターで開催されました。名古屋大学大学院生命農学研究科教授の生源寺眞一氏を講師に迎え、

「岐路に立つ日本の農業 TPP交渉大筋合意を念頭に」という演題で講演がありました。TPP交渉大筋合意までの経緯、それに伴い、輸入農産物の競争力による農業の生産構造や農業地帯における産業への影響などやTPP対策と今後の農政等について、各指数の推移を示しながら解説がありました。

報告の第3点は、例月出納検査報告及び平成28年度第1回定期監査の結果についてであります。本件については、南関町監査委員に関する条例第10条の規定によって、監査委員大木敏晴君、打越潤一君より、平成27年度の本年5月分、平成28年度5月分、6月分、7月分の出納検査結果及び平成28年度第1回定期監査の結果について報告がなされております。内容については、その写しをお手元に配付していますので、これを省略します。

報告の第4点は、委員会報告についてです。文教厚生常任委員会委員長より、委員会調査及び研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長、鶴地仁君。

○文教厚生常任委員長（鶴地 仁君） おはようございます。諸般の報告を行います。

まず最初に、委員会調査報告についてです。本委員会で行いました所管事務調査事件について、調査の結果を下記のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査事件、福祉バスの運行状況についてです。

2. 期日は、平成28年7月21日。

3. 方法ですが、福祉バスに実車し、運行状況を調査しました。

4. 調査の概要です。利用状況、運行費用等について、現状の課題を検討したのち、運行区間中のうちから館～関東地区～関東目～うから館までの区間（10時10分～10時50分）を実車し、運行状況の実態調査を行った。

要点は次のとおりです。

利用状況、平成27年度の利用者数、乗合タクシー事業開始前1,281人、開始後1,223人。平成28年度の利用者数、4月3人、5月6人、6月4人、月平均4.3人という状況です。

運行経費、平成27年、264万9,000円、平成28年度の予算では253万7,000円となっております。委託料189万8,800円、ガソリン・オイル代31万9,900円、車検・保険等で17万2,600円、修繕費25万8,000円というふうになっております。

委員会の実車区間における乗車が0人であったため、利用者の感想を聴取することができなかったこと、乗客に対する気配り、特に乗降車時の安全対策等を調査できなかったのは残念であった。委員会実車前に1人の乗車があっていたが、月平均

4、5人の利用では調査できる確率が低いということです。

実車区間中には道幅が極端に狭い箇所があり、離合時の事故の危険性が大である。Uターン時に何度もハンドル操作を要する箇所（2カ所）があるなど、利用人数を考慮したバスの大きさになっていない、定員になっていない。

バスの昇降口が、身体弱者に対しての取り組みがなされていない。

バスの利用者数が激減したのは、乗合タクシー事業が平成27年10月から開始されたこと、うから館バスの運行が本年4月から開始されたことによると判断される

5. 考察、現在の運行状況では年間の利用者数が50人程度と推定される。うから館バスの運行と重複している現状、乗合タクシーの活用推進、現在の利用者への対応等を含め、福祉バスの運行を抜本的に見直すべきである。

以上です。

引き続きまして、議員研修について報告いたします。

議員研修、石川県珠洲市の小中一貫教育の取り組みの概要を、下記のとおり報告いたします。

日時、平成28年8月8日から10日まで。

場所、石川県珠洲市。

出席者、酒見喬議長以下全議員12名。

随行、深浦正勝議会事務局長、竹崎俊一まちづくり課長補佐。

研修の目的と内容です。人口減少社会における学校教育のあり方を実践する珠洲市の小中一貫教育の取り組みについて研修を行った。同市は日本海に飛び出た能登半島の最北端に位置し、面積247平方キロメートル、人口1万5,408人の市である。60年で人口半減し、高齢化率44%、平成26年生まれの子どもの数は64人という中で、義務教育における9年間を見通した一貫性のある地域力に根差した教育に取り組まれている。

小中一貫校導入の背景。市制発足時小学校24校・2分校、中学校10校・4分校であったが、人口減少に歯止めがかからず、学校の統合が繰り返されてきた。平成20年に小学校9校、中学校4校となった時点で、珠洲市における学校統合問題（今後の望ましい教育環境）が審議され、先進校視察や説明会、意見交換会が重ねられたのち、人口減少化に伴う学校再編の問題、人口減少社会における教育のあり方として答申がなされた。

導入時期です。平成24年に宝立小中学校、平成28年に大谷小中学校として一体型の施設でスタート。特色として、学年の区切りは4・3・2制を導入。平成28年4月から全国22校の中の2校となり、義務教育学校として開校している。

取り組みの特徴ですが、文科省特例校として英語力を養う取り組み、きらりえいご科の実践、小学校1～2年次から英語教育の活動の時間を設置。ふるさと愛を育む教育として生活、総合の時間内で「ふるさと珠洲科」を実施。コミュニケーション能力を高める活動として、異学年交流機会の充実、外国人との交流、体験入学、地域住民との交流。次に相互乗り入れ授業等に取り組まれているということです。

4番目に、小中一貫教育の効果ですが、中学生が小学生との触れ合いを通じ、上級生であることの自覚が高まり、不登校やいじめの解消につながっている。小中一貫教育の効果については、ほぼ全ての市町村において成果が認められており、学力向上、不登校出現率の減少、教職員の児童生徒理解や指導意欲の高まりといった効果が得られている。

5として、今後の方針。市内4校区のうち2校区が一貫教育となっており、他の2校区においても、小から中への円滑な接続を図る取り組みを実践中である。

最後に考察です。少子化の進行や地域コミュニティの弱体化、核家族化の進行により、児童生徒の人間関係が固定化しやすい中、中1ギャップによる不登校やいじめの問題が顕在化している。本町の課題として、更なる少子化が進行すれば必然的に統廃合、小中一貫教育への移行を検討しなければならなくなるであろう。小中連携、一貫教育の効果についてしっかり検証していくことが大切である。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 報告の第5点は委員会報告についてであります。総務産業常任委員会委員長より、委員会の研修報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務産業常任委員長、立山秀喜君。

○総務産業常任委員長（立山秀喜君） 議員研修報告。

南関町議会議長、酒見喬様。

総務産業常任委員会委員長、立山秀喜。

議員研修（石川県珠洲市）の概要を下記のとおり報告します。

記

1、日時、平成28年8月8日から10日。

2、場所、石川県珠洲市。

3、出席者、酒見議長以下全議員12名。

随行、深浦事務局長、竹崎まちづくり課長補佐。

4、概況。

珠洲市は、能登半島の先端に位置し、周囲を日本海に囲まれた農山漁村の地域であり、昭和29年3町6村が合併して発足し、当時の人口は約3万8,000人で現在は約1万6,000人の半分以下になっている。県庁所在地から130キロ離

れており、車で2時間かかり、企業誘致もままならない状況である。高齢化率も44%を超え消滅自治体と名指しされているが、「日本一幸せを感じられる自治体」を目指し、市民と行政が一体となり珠洲市の創生に向けて全力で取り組んでいる。

5、研修内容。

世界農業遺産について。

平成23年6月11日、北京で開催された食糧農業機関主催の国際フォーラムにおいて、珠洲市を含む4市4町をエリアとする「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定された。国内では初となる。地域で受け継がれてきた美しく豊かな里山里海と、それに基づく生業、ライフスタイル、伝統文化、景観、生物多様性などに対し、GIAHSという大きなプレミアムが与えられた。ブランド化に向けた取り組みとして、能登半島先端の狼煙町では在来種の大浜大豆を地域の活性化に活かそうと、豆腐や豆乳ソフトクリーム、おからドーナツなどを製造販売している。地元では全世帯が出資して株式会社のろしを設立、道の駅を運営している。道の駅では大浜大豆を使った豆腐や新鮮な野菜、山菜、海産物の食材を販売している。また、市内に伝わる揚げ浜式製塩の過程でできたにがりを使った豆腐づくり体験も実施している。

空き家を利用した移住・定住について。

人口ビジョン、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、基本目標に「人をひきつける魅力あるまち」を掲げ、移住・定住を促進している。

その施策として、空き家バンク制度（売買や賃貸が可能な市内の空き家を登録し、市のホームページで紹介）、空き家短期滞在（ちょい住み）制度（定期賃貸借契約を結び入居期間最長93日間滞在することができる）、利用実績36組90名、移住者7組18名、U・Iターン世帯への家賃補助（家賃の2分の1以内で最大5年間補助上限額あり）、利用実績37世帯、平成28年度16世帯、空き家購入費補助金（空き家バンク登録物件の購入者に購入経費3分の1上限100万円補助）、平成27年度実績5件12名、空き家改修費補助金（空き家バンク登録物件を購入し、または賃借した方に改修経費2分の1上限100万円補助）、平成27年度実績5件16名。

以上、5事業に取り組んでいるが、各年の実績が少しずつであるが増加している。

バイオスタウン構想・メタン発酵施設。

珠洲市では、全国に先駆け、バイオマスエネルギー推進事業として平成19年8月からバイオメタン発酵処理施設により、下水汚泥をはじめ、農業集落排水汚泥、し尿といった有機性廃棄物に加え、事業系の生ゴミの5種類を集約混合処理し、その過程で発生するメタンガスをエネルギーとして活用し、処理残物を乾燥させ「為五郎」と命名した肥料として市民に無料で配布することにより、緑農地還元に

つなげている。以前は、下水汚泥・し尿・生ゴミは別々に処理していたが、これらを当施設で集約処理することにより、トータルコストを削減するとともに、従来の処理に比べ、年間2,300トンの温室効果ガス(CO₂)の排出量を削減し、地球温暖化防止に寄与しており、今後も循環型社会のモデルケースとして事業の推進をしていきたいと考えている。

まとめ。

珠洲市において、少子高齢化や後継者不足等が進む中、美しい自然を受け継ぎながら地域課題解決に向け、先進的取り組みがなされている。本町も同様、人口減少への対策が重要と考える。この研修で参考となる取り組みが多々あり、今後のまちづくり施策を検討していく。

以上です。

○議長(酒見 喬君) ここで、町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(佐藤安彦君) 皆様、改めまして、おはようございます。

平成28年第7回南関町議会定例会の開会において、平成27年度南関町一般会計ほか歳入歳出決算認定、平成28年度補正予算案、その他諸議案の御審議をお願いするに当たり、一言御挨拶を申し上げ、議員の皆様並びに町民の皆様に一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

今年に入り、熊本県内では大きな出来事が続いております。まず、4月14日・16日に熊本地方で発生した2度にわたる震度7の地震や、6月から7月にかけての梅雨の集中豪雨などと、悪い意味で記憶に残るような年になっているように思われます。

熊本地震においては、県は、先月の30日をもって災害対策本部は解散し、翌日からは災害警戒本部に移行されていますが、未だに避難所での生活を強いられている方がたくさんおられ、復旧・復興には、まだまだ長い道のりを必要としており、私どもも、今後もできる限りの支援を継続していかなければならないと考えています。

梅雨の集中豪雨では、南関町でも6月22日には、1日に60ミリを超える時間雨量を3回も記録するなど、平成2年以來の大きな被害が発生しており、激甚災害の指定も受けておりますので、1日も早い復旧に向けて、総力を挙げて取り組んでいるところであります。

今回の地震や集中豪雨の中では、町消防団、区長、自主防災組織、民生児童委員、その他たくさんの組織や団体、地域の皆様方の御支援と御協力があったことに対し、改めて厚くお礼を申し上げます。

また、8月後半から発生している複数の台風においては、関東から北海道では、強風はもとより、想定外の集中豪雨により、たくさんの方が亡くなられ、大きな被害も発生しております。

まずは、お亡くなりになられた方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被災地へお見舞いを申し上げる次第であります。

本町では、幸いなことに、心配しておりました台風12号においても、災害対策本部を設置して、自主避難所4カ所の開設は行いましたが、特に被害は発生しておりません。

しかし、現在までは台風による被害に至らなかったものの、今後予想される本格的な台風や集中豪雨など、いつどこで発生するかわからない災害に対応するために、自主防災組織との連携による実効性の高い防災訓練の開催や、総合的な地域防災力の充実、啓発活動の強化を図っていきたいと考えております。

議員の皆様方にも、今後とも益々の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、国においては、2016年度2次補正予算の経済対策となる第1弾が閣議決定され、9月召集の臨時国会に提出されることとなります。本町においても、そのような情報をいち早く入手し、町の特色を活かした事業に活用していかなければならないと考えております。

このような中で、町の1億総活躍社会の実現に向けての地方創生の取り組みとしては、「南関町人口ビジョン」や「南関町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と併せ、総合振興計画や過疎地域自立促進計画を策定して、町の将来を見据えてのまちづくりを進めており、4月からは、第2期「住んでよかったプロジェクト推進事業」も再スタートしたところであります。

地方創生を進める中では、東京一極集中を止めるために、地方が自主的・主体的な取り組みで自立し、活性化する発想の転換が必要であり、国任せに限界が見え始めた今こそ、自治体と民間の連携、地域間の広域連携を強く推進していかなければなりません。

本町においては、「バンブーフロンティア事業」や「ふるさと応援団事業」が、異なる分野からの大切な知恵が活かされているのではないかと考えているところであります。

町の基本目標の「地域資源を活かす産業と魅力ある雇用を創出する」に合致するものであり、特に「ふるさと応援団事業」に関連する「ふるさと応援寄付金」では、全国の人たちに南関町を知ってもらい、応援してもらうための絶好の機会として事業を展開していることから、平成27年度1年間で500万円余りだったものが、

7月26日より本格的な動きをはじめ、1カ月も経たないうちに1,000万円を超えるなど、大きな反響が出てきており、昨日までに1,300万円余りが入金済みとなっております。

これこそが、民間との連携であり、町民の皆さんを巻き込んだまちづくりとして、南関町と全国の皆さんが繋がることのできる事業だと思います。

また、町財源の確保からも、今後、大きな役割を果たすものになってほしいと期待をしているところであります。

また、ソフト面として、健康寿命を延ばし、高齢者が元気なまちづくりのため、健康体操を推進しています。

健康増進と介護予防の対策として、町内45カ所の集会所において、高齢者自らが企画運営されており、楽しく体操をして、地域の中で引きこもることなく、自分らしく生きる高齢者となれるように取り組み、最終的には、介護医療費の削減はもとより、地域づくりの担い手として生涯現役を目指しているもので、私としましては、住民の方と共に、積極的に進めていきたいと思っております。

このほかの町の動きとしては、前回の議会でも御紹介いたしました町内企業の増設工事が順調に進んでおり、富士ダイス、エイティー九州、荏原製作所の3社が計画どおり年内に完成することとなります。

また、9月7日に酒見議長の立ち会いのもとに、工場建設の調印を行いました。橋本製菓におかれましては、6億円の投資額として、南関高校前に新しい工場を建設していただくことになりました。本件においても、名産品、特産品の開発から、産業の振興、新たな雇用の創出に繋がるものと期待するとともに、今後もしっかりとした支援を続けていきたいと考えております。

町の大きな問題・課題でもある役場庁舎・公民館の建替え・改築については、南関高校の閉校・跡地活用などとの関連性も含めて、10月以降に各校区で説明会を開催し、町民の皆様方の御意見や御要望も伺っていきたいと考えております。

南関高校の最後の体育大会が明日開催されることとなります。私たちも、最後の3年生とともに、南高伝説を作り上げることができるよう頑張りたいと思っておりますので、是非、多くの方の御参加をお願いいたします。

以上、現在の状況等も少し含めてお話をさせていただきましたが、今回の議案の提案につきましては、平成27年度財政健全化判断比率の状況についての報告が1件、南関町工事受益者分担金徴収条例の一部改正についてが1件、平成27年度南関町一般会計歳入歳出決算認定のほか各特別会計の歳入歳出決算認定についてが8件、平成28年度一般会計補正予算のほか各特別会計の補正予算についてが6件、有明広域行政事務組合規約の一部変更についてが1件を提案しています。

特に、一般会計補正予算は、災害復旧工事費（農災・公共災）の計で6億2,684万8,000円、災害関連として、農業用施設改良費補助金1,115万円と道路維持補修及び工事費として2,000万円、ふるさと寄付金基金積立金として1,510万円などを増額して、一般会計の総額を70億585万5,000円としているところであります。

御審議の上、御承認賜われますようお願い申し上げます。定例会開会にあたっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） お諮りします。

日程第4、報告第2号から日程第22、議案第80号までの議案を一括上程し、提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒見 喬君） 異議なしと認めます。したがって、日程第4、報告第2号から日程第22、議案第80号までの議案を一括上程することに決定しました。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 4 | 報告第 2号 | 平成27年度南関町財政健全化判断比率の状況について |
| 日程第 5 | 議案第63号 | 南関町工事受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第64号 | 平成27年度南関町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 議案第65号 | 平成27年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第66号 | 平成27年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 議案第67号 | 平成27年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 | 議案第68号 | 平成27年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 | 議案第69号 | 平成27年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 | 議案第70号 | 平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 | 議案第71号 | 平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |

- 日程第 14 議案第 72 号 平成 27 年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 15 議案第 73 号 平成 28 年度南関町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 16 議案第 74 号 平成 28 年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 17 議案第 75 号 平成 28 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 18 議案第 76 号 平成 28 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 19 議案第 77 号 平成 28 年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 20 議案第 78 号 平成 28 年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 21 議案第 79 号 平成 28 年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 22 議案第 80 号 有明広域行政事務組合規約の一部変更について

○議長（酒見 喬君） 議案はお手元に配付してあります。

議案名を事務局長に朗読させますので確認してください。

事務局長。

○議会事務局長（深浦正勝君） [議案名朗読]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなどありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（酒見 喬君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまから提案理由の説明を求めます。

担当職員は、順次説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 報告第 2 号、平成 27 年度南関町財政健全化判断比率の状況について御説明を申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第 3 条におきまして、地方公共団体の長は毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を、監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告しなければならないと規定されているところでございます。

次ページをお開きください。

実質赤字比率につきましては、早期健全化基準15%に対しまして、実質収支額が1億7,417万円の黒字でありましたので、実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、早期健全化基準20%に対しまして、特別会計を含めました実質収支額が3億8,745万5,000円の黒字でございましたので、連結実質赤字比率はございません。

また、実質公債費比率につきましては、公債費や公債費に準じた経費の比重を、過去3年間の平均で示す比率でございますが、早期健全化基準25%に対しまして、当町の実質公債費比率は基準内の8.4%となっております。

最後に、将来負担比率につきましては、地方債の残高のほかに一般会計や特別会計が、将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率でございますけれども、早期健全化基準350%に対しまして、当町の将来負担比率は基準内の6.5%となっております。

なお、監査委員の意見書は添付のとおりでございます。

以上、報告いたします。

○議長（酒見 喬君） 経済課長。

○経済課長（西田裕幸君） 第63号議案、南関町工事受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

南関町工事受益者分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由ですが、現在の南関町工事受益者分担金徴収条例は、農業土木を対象としたものであり、治山事業について明記がありませんでしたので、本条例に追加及び文字の整理を行い、一部改正するものでございます。

事業内容については、従来と変わっておりません。

次のページをお開きください。

第1条中、「（以下「農地等」という。）の設置、維持修理並びに農地等の」を「並びに地産施設の設置、維持修理及び」に改め、第2条中「農地等の」を削除し、別表の種別に治山事業、区分に山林、分担額に工事費総額から補助金を控除した残額を受益者分担金として10分の10を加えるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、6月の豪雨災害の救済措置として、平成28年7月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 会計主任。

○会計管理者（寺本一誠君） 第64号議案、平成27年度南関町一般会計歳入歳出決算認定についてから、第72号議案、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの議案を一括して御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付さなければならないため御提案するものでございます。

お手元にお配りしております決算認定に関する説明資料の、平成27年度各会計歳入歳出決算総括表と各決算書で御説明いたします。

最初に、説明資料の決算総括表を御覧ください。

一般会計歳入歳出決算と8件の特別会計、歳入歳出決算を合わせた収支状況につきましては、総括表の1番下の行の合計欄、B列で歳入決算額98億7,942万7,848円、C列で歳出決算額94億9,042万4,224円、D列の差引残額は3億8,900万3,624円となり、前年度に対して9,286万4,643円、31.4%の増となる形式収支額となっております。

まず、第64号議案、平成27年度南関町一般会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は64億7,644万9,000円、B列の歳入決算額で61億3,598万3,817円、C列の歳出決算額は59億6,026万7,744円で、D列の差引残額は1億7,571万6,073円となります。前年度に対しまして74.7%の増となっております。

F列の翌年度へ繰越すべき財源としての154万6,000円を差し引いたG列の実質収支額は1億7,417万73円です。同額を純繰越金として平成28年度に繰り越しており、前年度と比較しますと8,537万3,949円、96.1%の増となっております。また、E列の繰越事業分の翌年度繰越額としては2億8,402万円です。主なものとしまして、総務費の地域創生加速化事業、情報セキュリティ強化対策事業、土木費の社会資本整備総合交付金事業、地域振興対策事業などがございます。また、不能欠損額は町税の340万3,570円となっております。

続きまして、一般会計の決算書の1ページから7ページを御覧ください。

まず、1ページから3ページの歳入につきまして、3ページの歳入合計欄の収入済額61億3,598万3,817円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順から申し上げますと、まず、10款地方交付税19億9,612万6,000円、32.5%。1款町税10億7,314万4,195円、17.5%。14款国庫支出金9億8,742万3,880円、16.1%。続きまして、21款町債7億7,136万2,000円、12.6%。15款県支出金5億1,556万6,204円、8.4%などとなっております。

次の4ページから6ページの歳出につきまして、6ページの歳出合計欄の支出済額59億6,026万7,744円の構成比率につきましては、各款ごとに大きい順に、まず、3款民生費17億5,477万9,965円、29.4%。7款土木費7億6,639万2,757円、12.9%。2款総務費7億4,004万3,504円、12.4%。4款衛生費7億205万2,287円、11.8%。11款公債費6億5,132万950円、10.9%。9款教育費5億9,007万2,124円、9.9%などとなっております。前年度のと比較いたしますと、歳入が3億7,515万6,106円、6.5%の増。歳出が3億1万5,157円、5.3%の増です。共に増加しておりますのは、平成26年度からの繰越事業を含む、社会資本整備総合交付金事業費の約4億7,800万円、地域振興対策事業費としましての約2億9,900万円などが主なものでございました。

決算総括表のほうをお願いします。

次に、第65号議案、平成27年度南関町国民健康保険特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列歳入歳出予算額は16億8,506万3,000円、B列の歳入決算額で16億8,921万1,375円、C列の歳出決算額は16億1,508万4,979円で、D列の差引残額は7,412万6,396円となります。

同額を繰越金としまして、平成28年度に繰り越しております。前年度と比較しまして1,788万6,008円、31.8%の増となっております。また、不能欠損額といたしまして、国民健康保険税527万432円を不納欠損処理しております。

続きまして、国民健康保険特別会計決算書の1ページから5ページをお願いします。

まず、1ページから2ページの歳入につきまして、2ページの歳入合計欄の収入済額16億8,921万1,375円の構成比率は大きい順に、3款国庫支出金4億1,383万6,170円、24.5%。7款共同事業交付金3億9,975万9,348円、23.7%。5款前期高齢者交付金3億2,029万4,235円、19%。1款国民健康保険税2億3,501万1,869円、13.9%。9款繰入金1億1,287万5,792円、6.7%などがございます。前年度との比較では、共同事業交付金の増などによりまして1億8,986万2,644円、12.7%の増となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、4ページの歳出合計欄の支出済額16億1,508万4,979円の構成比率につきましては、大きい順に、2款保険給付費10億717万4,386円、62.4%。7款共同事業拠出金3億6,820万7,279円、22.8%。3款後期高齢者支援金等1億5,163万559円、

9.4%。6款介護納付金6,033万4,291円、3.7%などとなっており、前年度との比較では、共同事業共同安定化拠出金の増などによりまして1億7,197万6,636円、11.9%の増となっております。

続きまして、決算総括表を御覧ください。

第66号議案、平成27年度南関町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、決算総括表のA列、歳入歳出予算額は1億5,620万2,000円、B列の歳入決算額は1億5,388万1,559円、C列の歳出決算額は1億5,388万1,559円の同額となり、D列の差引残額は0円となります。繰越額はございません。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額1億5,388万1,559円の構成比率は大きい順に、2款繰入金1億1,702万1,719円、76%。7款使用料及び手数料3,069万9,080円、19.9%。6款分担金500万5,000円、3.3%などとなっており、前年度と比較しますと、事業費の増などに伴いまして、繰入金、使用料などの増により325万3,445円、2.2%の増となっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1億5,388万1,559円の構成比率につきまして、大きい順に、3款公債費7,652万7,704円、49.7%。1款総務費6,097万1,322円、39.6%。2款事業費1,638万2,533円、10.7%となっており、前年度と比較しますと、事業費の増などによりまして325万3,445円、2.2%の増となっております。

続きまして、決算総括表をお願いします。

次に、第67号議案、平成27年度南関町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は446万8,000円、B列の歳入決算額420万205円、C列の歳出決算額の420万205円の同額となり、D列の差引残額は0円となります。繰越額はございません。

続きまして、簡易水道事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額420万205円の構成比率につきましては、大きい順に、5款繰入金267万3,485円、63.6%。2款使用料及び手数料152万6,660円、36.3%などとなっております。

2ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額420万205円の構成比

率につきましては、1款総務費237万9,375円、56.6%。3款公債費182万830円、43.4%でございます。前年度と比較しますと、総務費の減に伴う繰入金の減額により、歳入歳出それぞれ28万5,122円、6.4%の減となっております。

続きまして、決算総括表をお願いします。

次に、第68号議案、平成27年度南関町介護保険事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は14億4,055万7,000円、B列、歳入決算額で14億2,165万2,294円、C列、歳出決算額は13億6,041万511円で、D列の差引残額は6,124万1,783円となります。同額繰越金として、平成28年度に繰り越しております。前年度と比較して、83万4,093円、1.3%の減となっております。不能欠損といたしまして、介護保険料49万9,332円を不能欠損処理しております。

続きまして、介護保険事業特別会計決算書の1ページから5ページを御覧ください。

まず、1ページから2ページの歳入につきまして、2ページの歳入合計欄の収入済額14億2,165万2,294円の構成比率につきまして、大きい順に、3款国庫支出金3億7,401万9,582円、26.3%。4款支払基金交付金3億6,861万9,000円、25.9%。1款保険料2億2,504万4,641円、15.8%。5款県支出金1億9,362万2,600円、13.6%。7款繰入金1億8,456万5,892円、13.0%などとなっております。前年度と比較しますと、国庫支出金や保険料の増などによりまして、4,162万7,695円、3.0%の増となっております。

3ページから4ページの歳出につきまして、4ページの歳出合計欄の支出済額13億6,041万511円の構成比率につきましては、大きい順に、2款保険給付費12億9,742万8,960円、95.4%。4款地域支援事業費3,928万619円、2.9%。1款総務費1,641万9,913円、1.2%などとなっております。保険給付費の増などによりまして4,246万1,788円の3.2%の増でございます。

決算総括表をお願いいたします。

次に、第69号議案。

○議長（酒見 喬君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明の途中でしたので、これを続けてください。会計管理者。

○会計管理者（寺本一誠君） それでは、決算総括表をお願いします。

次に、第69号議案、平成27年度南関町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は2億4,072万9,000円、B列、歳入決算額で2億3,946万7,486円、C列、歳出決算額は1億6,195万4,646円で、D列の差引残額は7,751万2,840円となり、同額を繰越金といたしまして、平成28年度に繰り越しております。前年度と比較しまして64万7,879円、0.8%の増となっております。

続きまして、介護サービス事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額2億3,946万7,486円の構成比率につきましては、大きい順に、1款サービス収入1億6,219万5,637円、67.7%。9款繰越金7,686万4,961円、32.1%などとなっております。前年度との比較では、サービス収入の減などによりまして1,450万5,593円、5.7%の減となっております。

2ページの歳出につきましては、歳出合計欄の支出済額1億6,195万4,646円の構成比率につきましては、大きい順番に申し上げますと、1款総務費1億4,043万8,483円、86.7%。2款サービス事業費2,151万6,163円、13.3%などとなっております。前年度との比較では、総務費の減などによりまして1,515万3,472円、8.6%の減となっております。

決算総括表をお願いします。

次に、第70号議案、平成27年度南関町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は9,997万4,000円、B列、歳入決算額で9,881万9,122円、C列、歳出決算額の9,881万9,122円の同額となり、D列の差引残額は0円となります。繰越金額はございません。

続きまして、浄化槽整備推進事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきまして、歳入合計欄の収入済額9,881万9,122円の構成比率につきましては、大きい順に、5款繰入金3,098万6,387円、31.4%。2款使用料及び手数料3,059万3,620円、31.0%。8款町債1,680万円、17.0%などとなっております。前年度と比較して、国庫支出金

の増などによりまして235万6,208円、2.4%の増です。

2ページの歳出につきましては、歳出合計欄の支出済額9,881万9,122円の構成比率につきましては、大きい順に、2款事業費4,814万7,124円、48.7%。1款総務費3,318万1,424円、33.6%。3款公債費1,749万574円、17.7%となっており、前年度と比較しますと、事業費の増などによりまして235万6,208円、2.4%の増でございます。

決算総括表をお願いいたします。

次に、第71号議案、平成27年度南関町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でございますが、総括表のA列、歳入歳出予算額は1億2,574万円、B列、歳入決算額で1億2,356万7,088円、C列、歳出決算額は1億2,316万556円で、D列の差引残額は40万6,532円となり、同額を繰越金として、平成28年度に繰り越しております。前年度との比較では、2万3,900円、6.2%の増となっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきましては、歳入合計欄の収入済額1億2,356万7,088円の構成比率につきましては、大きい順に、1款後期高齢者医療保険料6,892万2,200円、55.8%。3款繰入金5,419万6,456円、43.9%などとなっております。前年度と比較しまして、後期高齢者医療保険料の減などによりまして124万681円、1.0%の減でございます。

2ページの歳出につきましては、歳出合計欄の支出済額1億2,316万556円の構成比率につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金1億2,282万2,185円、99.7%、1款総務費33万8,371円、0.3%となっており、前年度と比較しまして、広域連合納付金の減などによりまして126万4,581円、1.0%の減となっております。

決算総括表をお願いします。

最後に、第72号議案、平成27年度南関町宅地分譲事業特別会計歳入歳出決算でございます。総括表のA列、歳入歳出予算額は1,264万7,000円、B列、歳入決算額で1,264万4,902円、C列の歳出決算額も同額の1,264万4,902円で差引残額は0円です。繰越額はございません。

続きまして、宅地分譲事業特別会計決算書の1ページから3ページを御覧ください。

まず、1ページの歳入につきましては、歳入合計欄の収入済額1,264万4,902円の構成比率につきましては、1款財産収入991万4,190円、78.4%、

2 款繰入金 2 7 3 万 7 1 2 円、2 1. 6 %でございます。前年度と比較しまして、繰入金の減によりまして1, 2 4 3 万 4, 2 4 2 円、4 9. 6 %の減となっております。

2 ページの歳出につきまして、歳出合計欄の支出済額1, 2 6 4 万 4, 9 0 2 円は、1 款事業費で前年度と比較しまして、1 款1 項宅地分譲事業費の減によりまして1, 2 4 3 万 4, 2 4 2 円、4 9. 6 %の減でございます。

以上、第6 4 号議案から第7 2 号議案までの説明をしましたが、地方自治法第2 3 3 条第3 項及び第5 項の規定によりまして、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果に関する説明書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を合わせて提出しております。

以上で説明を終わります。

御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第7 3 号議案、平成2 8 年度南関町一般会計補正予算（第3 号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7 億4, 0 9 1 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7 0 億5 8 5 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。歳入でございます。1 0 款地方交付税は、1 項地方交付税に3, 7 8 7 万 1, 0 0 0 円を追加するものでございます。

1 2 款分担金及び負担金は、1 項分担金に7 9 3 万 6, 0 0 0 円を追加するものでございます。

1 3 款使用料及び手数料は、1 項使用料を1, 0 0 0 円減額するものでございます。

1 4 款国庫支出金は、1 項国庫負担金に1 億2, 2 7 8 万 8, 0 0 0 円を追加し、2 項国庫補助金に2 万 5, 0 0 0 円を追加するものでございます。

1 5 款県支出金は、2 項県補助金に3 億8, 1 3 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、3 項県委託金に6 万円を追加するものでございます。

1 7 款寄附金は、1 項寄附金に4, 0 0 0 万円を追加するものでございます。

1 8 款繰入金は、1 項基金繰入金を4, 0 0 0 万円減額するものでございます。

1 9 款繰越金は、1 項繰越金に7, 4 1 7 万円を追加するものでございます。

2 0 款諸収入は、4 項雑入に1 7 1 万 9, 0 0 0 円を追加するものでございます。

2 1 款町債は、1 項町債に1 億1, 4 9 5 万 5, 0 0 0 円を追加するものでございます。

補正前の歳入合計62億6,493万7,000円に、今回7億4,091万8,000円を追加し、歳入合計を70億585万5,000円とするものでございます。

3ページは歳出でございます。1款議会費は、1項議会費を47万4,000円減額するものでございます。

2款総務費は、1項総務管理費に3,482万7,000円を追加し、2項徴税費を306万9,000円減額し、3項戸籍住民基本台帳費に241万4,000円を追加し、5項統計調査費に6万円を追加するものでございます。

3款民生費は、1項社会福祉費に890万7,000円を追加し、2項児童福祉費に195万3,000円を追加するものでございます。

4款衛生費は、1項保健衛生費を47万4,000円減額し、3項水道費を11万7,000円減額するものでございます。

5款農林水産業費は、1項農業費に891万円を追加し、2項林業費に769万7,000円を追加するものでございます。

6款商工費は、1項商工費に385万4,000円を追加するものでございます。

7款土木費は、1項土木管理費に13万2,000円を追加し、2項道路橋梁費に2,000万円を追加し、3項河川費に248万8,000円を追加し、4項住宅費に90万円を追加し、5項下水道費に817万4,000円を追加するものでございます。

8款消防費は、1項消防費を134万円減額するものでございます。

9款教育費は、1項教育総務費に917万5,000円を追加し、2項小学校費に42万6,000円を追加し、3項中学校費に40万円を追加し、4項社会教育費を429万円減額し、5項保健体育費に301万6,000円を追加するものでございます。

10款災害復旧費は、1項農林水産施設災害復旧費に4億4,699万円を追加し、2項公共土木施設災害復旧費に1億8,783万1,000円を追加するものでございます。

12款予備費は、1項予備費に252万8,000円を追加するものでございます。

補正前の歳出合計62億6,493万7,000円に、今回7億4,091万8,000円を追加して、歳出合計を70億585万5,000円とするものでございます。

5ページは地方債の補正でございます。臨時財政対策債の限度額を1,364万5,000円減額して、1億5,095万5,000円とし、災害復旧事業の限度額に1億2,860万円を追加して1億5,490万円とするものでございます。

飛びまして、8ページから10ページは歳入の詳細でございます。主なものを説明いたします。

まず、8ページの10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は1節地方交付税に3,787万1,000円を追加しております。これは普通交付税の交付決定に伴うものでございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項分担金、2目災害復旧費分担金は1節農林水産施設災害復旧費分担金に574万6,000円を追加し、3節治山災害復旧費分担金に219万円を追加するものでございます。それぞれ災害復旧事業に係る受益者の分担金でございます。

それから飛びまして、14款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金は1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金に1億2,278万8,000円を追加するものでございます。現年災でございます。

9ページを御覧ください。15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金は2節林業費県補助金に538万円を追加しております。そのうち治山事業補助金が438万円でございます。また、9目災害復旧費県補助金は、1節農林水産施設災害復旧費県補助金に3億7,493万3,000円を追加するものでございます。現年災でございます。

飛びまして、17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金は、1節一般寄附金に4,000万円を追加するものでございます。ふるさとなんかん応援寄附金でございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金は、1目財政調整繰入金を4,000万円減額いたすものでございます。

10ページをお開きください。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は、1節繰越金に7,417万円を追加するものでございます。決算に伴います純繰越金でございます。

21款町債、1項町債、7目災害復旧債は、1節農林水産施設災害復旧債に6,360万円を追加し、2節公共土木施設災害復旧債に6,500万円を追加するものでございます。11目臨時財政対策債は、1節臨時財政対策債を1,364万5,000円減額するものでございます。

11ページからは歳出の詳細でございます。主なものを説明いたします。2款総務費、1項総務管理費、7目企画費は、8節報償費に2,000万円を追加しております。ふるさとなんかん応援寄附金への返礼品でございます。また、13節委託料に400万円を追加しております。ふるさと応援団への業務委託料でございます。また、25節積立金に1,510万円を追加しております。ふるさとなんかん応援

寄附金積立金でございます。

飛びまして、15ページをお開きください。中ほどの3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の15節工事請負費に143万円を追加しております。大雨によって被害のありました子どもの丘保育園駐車場の法面補修工事でございます。

飛びまして、17ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、4目農地費の19節負担金補助及び交付金に1,115万円を追加しております。災害復旧事業に採択されなかった被害の農業施設改良費補助金でございます。また、2項林業費、2目林業振興費の15節工事請負費に769万7,000円を追加しております。豪雨災害に係る治山事業工事が657万円でございます。

19ページをお開きください。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費の15節工事請負費に2,000万円を追加しております。豪雨災害に係る町道等の維持工事でございます。また、2項河川費、3目河川維持費の15節工事請負費に248万8,000円を追加しております。豪雨災害に係る河川等の維持工事でございます。また、5項下水道費、1目下水道整備費の28節繰出金に817万4,000円を追加しております。特別会計への繰出金でございます。

21ページをお開きください。一番下、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地等災害復旧費の13節委託料に423万1,000円を追加し、また、15節工事請負費に4億4,275万9,000円を追加しております。豪雨災害復旧に伴う測量設計業務委託料及び工事費でございます。

22ページをお開きください。同じく2項公共土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費の13節委託料に374万2,000円を追加し、また、15節工事請負費に1億8,408万9,000円を追加しております。豪雨災害復旧に伴う測量設計業務委託料及び工事費でございます。

最後に、予備費につきましては252万8,000円を追加しております。

以上で、御説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第74号議案、平成28年度南関町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,924万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,243万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。9款繰入金、1項他会計繰入金1万5,000円を追加し、1億1,486万3,000円とし、10款繰越金、

1項繰越金3,896万6,000円を追加し、7,412万7,000円とするものでございます。

次に、11款諸収入、3項雑入26万円を追加し、98万1,000円とし、歳入合計補正額3,924万1,000円を追加し、歳入合計16億3,243万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費1万5,000円を追加し、596万4,000円とし、3款後期高齢者支援金等、1項後期高齢者支援金等9万1,000円を追加し、1億3,947万7,000円とするものでございます。

次に、4款前期高齢者納付金等、1項前期高齢者納付金等3万1,000円を追加し、9万7,000円とし、6款介護納付金、1項介護納付金17万3,000円を追加し、5,315万6,000円とするものでございます。

次に、9款基金積立金、1項基金積立金2,000万円を追加し、2,000万5,000円とし、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金338万9,000円を追加し、399万3,000円とするものでございます。

次に、12款予備費、1項予備費1,554万2,000円を追加し、3,646万3,000円とし、歳出合計補正額3,924万1,000円を追加し、歳出合計16億3,243万8,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。主なものについて御説明を申し上げます。上の9款、1項、1目の一般会計繰入金、2節その他一般会計繰入金に1万5,000円を追加するもので、普通旅費分の事務費繰入金でございます。

次に、10款、1項、2目その他繰越金、1節その他繰越金3,896万6,000円を追加するもので、前年度繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。上から2段目の3款、1項、1目後期高齢者支援金、19節負担金補助及び交付金9万1,000円を追加するもので、後期高齢者支援金でございます。

一つ飛ばしまして、6款、1項、1目介護納付金、19節負担金補助及び交付金17万3,000円を追加するもので、介護納付金の見込み額によるものでございます。

次に、9款、1項、1目療養給付費基金積立金、25節積立金に2,000万円を追加するものでございます。

8ページをお願いいたします。上の11款、1項、3目償還金でございます。23節償還金利子及び割引料293万2,000円を追加するもので、内訳は療養給

付費等負担金返還金 264 万円、特定健診保健指導負担金返還金 29 万 2,000 円で、平成 27 年度実績によるものでございます。

続きまして、12 款、1 項、1 目予備費 1,554 万 2,000 円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 建設課長。

○建設課長（古澤 平君） 第 75 号議案、平成 28 年度南関町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 817 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,486 万 3,000 円とするものでございます。

2 ページをお願いします。歳入でございます。2 款繰入金、1 項一般会計繰入金に 817 万 4,000 円を追加して、1 億 1,966 万 9,000 円とし、歳入総額を 1 億 6,486 万 3,000 円とするものでございます。

3 ページをお願いします。歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費に 517 万 4,000 円を追加して、6,976 万 1,000 円とし、2 款事業費、1 項公共下水道事業費に 300 万円を追加して、1,964 万 1,000 円とし、歳出総額を 1 億 6,486 万 3,000 円とするものでございます。

6 ページをお願いします。歳入についての説明でございます。2 款繰入金、1 項、1 目、1 節一般会計繰入金に、歳出の補正に伴い 817 万 4,000 円を追加するものでございます。

7 ページをお願いします。歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、2 目浄化センター管理費、1 1 節需用費に、修繕費として 517 万 4,000 円を追加し、2 款事業費、1 項公共下水道事業費、1 目公共下水道建設費の 1 5 節工事請負費に、下水道整備工事費として 300 万円を追加するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第 76 号議案、平成 28 年度南関町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 15 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 461 万円とするものでございます。

2 ページをお願いいたします。歳入でございます。5 款繰入金、1 項一般会計繰

入金から15万3,000円を減額して、292万8,000円とし、歳入総額を461万円とするものでございます。

3ページをお願いします。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費から15万3,000円を減額して、258万8,000円とし、歳出総額を461万円とするものでございます。

6ページをお願いします。歳入についての説明でございます。5款繰入金、1項、1目、1節一般会計繰入金を、歳出の減額に伴い15万3,000円減額するものでございます。

7ページは歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3節職員手当等を14万3,000円、4節共済費を9,000円、19節負担金補助金及び交付金を1,000円、合計の15万3,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 福祉課長。

○福祉課長（北原宏春君） 第77号議案、平成28年度南関町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,317万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億158万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。8款繰越金、1項繰越金5,124万1,000円を追加し、6,124万1,000円とし、次に、9款、3項雑入193万3,000円を追加し、199万5,000円とし、歳入合計補正額5,317万4,000円を追加し、歳入合計15億158万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、目以降の予算の組替え増減同額により補正額は0で、2,561万7,000円とし、5款積立金、1項基金積立金1,000万円を追加し、1,002万5,000円とするものでございます。

次に、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金390万9,000円を追加し、395万円とし、8款予備費、1項予備費3,926万5,000円を追加し、5,274万1,000円とし、歳出合計補正額5,317万4,000円を追加し、歳出合計15億158万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容の説明でございます。8款繰越金、1

項、1目繰越金、1節繰越金5,124万1,000円を追加するものでございます。

次に、9款、3項、2目過年度収入、1節過年度収入193万3,000円を追加するもので、地域支援事業交付金16万1,000円、介護給付費支払基金交付金169万円などでございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明で、主なものについて御説明を申し上げます。4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費、13節委託料183万2,000円を追加するもので、次の2目介護予防一般高齢者施策事業費、13節委託料183万2,000円を減額するものです。生活管理指導員派遣サービス事業委託料を、一般高齢者施策から特定高齢者施策へ組み替えるものでございます。

次に、5款基金積立金、1項、1目介護給付費準備基金積立金、25節積立金1,000万円を追加するものでございます。

次に、一番下の6款諸支出金、1項、3目償還金、23節償還金、利子及び割引料386万9,000円を追加するもので、主なものとして介護給付費県負担金返還金66万円、介護給付費国庫負担金返還金317万7,000円で、それぞれ実績によるものでございます。

8ページをお願いいたします。8款、1項、1目予備費3,926万5,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第78号議案、平成28年度南関町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ751万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,751万5,000円とするものでございます。

2ページ目をお願いいたします。歳入でございます。9款繰越金、1項繰越金751万2,000円を追加し、7,751万2,000円とし、歳入合計補正額を同額の751万2,000円を追加し、歳入合計7,751万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。4款予備費、1項予備費751万2,000円を追加し、7,751万2,000円とし、歳出合計補正額751万2,000円を追加して、歳出合計7,751万5,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。9款、1項、1目繰越金、1節繰越金に751万2,000円を追加するもので、決算に伴うもので

ございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございますが、4款、1項、1目予備費に751万2,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、第79号議案、平成28年度南関町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,689万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳入でございます。4款繰越金、1項繰越金40万5,000円を追加し、40万6,000円とし、歳入合計補正額40万5,000円を追加し、歳入合計1億2,689万円とするものでございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出でございます。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金16万6,000円を追加し、1億2,610万2,000円とし、4款予備費、1項予備費23万9,000円を追加し、33万9,000円とし、歳出合計補正額40万5,000円を追加しまして、歳出合計1億2,689万円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。歳入の内容説明でございます。4款、1項、1目繰越金、1節繰越金に40万5,000円を追加するもので、決算に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。歳出の内容説明でございます。2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金補助及び交付金の被保険者保険料負担金に、平成27年度精算分といたしまして16万6,000円を追加し、次に4款、1項、1目予備費に23万9,000円を追加するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 第80号議案、有明広域行政事務組合同規約の一部変更について御説明いたします。

有明広域行政事務組合の事務所が、現在の位置から移転することに伴いまして、地方自治法第286条第2項の規定により、有明広域行政事務組合同規約の一部を変更することとなりますが、地方自治法第290条の規定により構成自治体の議決を経る必要があるため御提案するものでございます。

規約の一部変更は、第4条の変更でございます。事務所が現在の位置から、玉名市岱明支所内に移転をいたしますので、「玉名2157番地32」を「野口2129番地」に改めるとしております。

また、附則としまして、この規約は平成29年1月1日から施行するとしております。

有明広域行政事務組合は、構成市町の議会において同文議決をいただきました後、県知事に届け出を行い、許可を受けることとなります。

以上で説明を終わります。

御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、全て議案の説明は終了しました。

午後からは一般質問となっておりますので、よろしくお願い致します。

午前中はこれで終了します。午後1時からお集まりください。

-----○-----

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第23 一般質問

○議長（酒見 喬君） 日程第23、一般質問を行います。

発言の通告があつておりますので、順次質問を許します。

5番議員の質問を許します。5番議員。

○5番議員（境田敏高君） こんにちは。5番議員の境田です。

今回は先に通告してました町の経済循環の取り組みについて質問をします。

今、円高が進み、この状況が定着すれば食料品や衣料品などの輸入品の価格低下は期待できますが、輸出企業には大きな打撃です。自動車関係では、対ドルで1円円高が進むと、あるメーカーの営業利益は400億円が吹き飛ぶと言われてます。中国などの新興国経済への停滞、イギリスのEU離脱問題などの不安材料が多く、輸出が増えにくい状況は続きそうだとされてます。この状況が続けば、賃金、雇用、株価に影響を及ぼし、景気が落ち込むことが懸念されます。特に地方では経済の落ち込みは人口減少による需要の低下、経営者の高齢化、後継者不足などの中で廃業が増えています。事業を続けるのが難しくなっています。いろんな課題に直面していますが、これを打開するためには、まず地方経済を活性化しなければなりません。地域内で資金が循環する地域循環型経済に目を向けるべきです。地域活性化には、

地元業者の育成が重要です。町は町内経済への活性化を図るため、本町内において住宅の取得を行うものに対して、定住住宅取得等補助金を交付しております。また、町の小規模事業者の登録業者には、積極的に活用し、受注機会を拡大するとともに、町内への活性化を図るために30万円以下の工事を発注しています。平成23年に始まりました。当初は50万円の発注でしたが、24年度は52万円、25年度は93万円と右肩上がりでした。しかし、26年度では2件で27万円に落ちています。この平成26年度では、受注機会の拡大、町の活性化は図れたのか。町長は少ない件数でこの金額はと驚いたと答弁されています。地元業者の受注は、町の経済振興にもなります。そこで、小規模工事契約希望登録者の推移と工事高の推移を尋ねます。

2番目に、町内業者の公共工事、発注は町の労働者の雇用を促し、材料を仕入れたりと関連業者にも仕事が回り、町の経済波及効果を担っています。町内経済の活性化、町内業者の育成の観点からも、できる限り町内業者に発注するように、また、指名入札においては、受注した業者に対しては下請け業者には町内業者に発注を促すべきです。また、公共工事の建設資材は地元の建築材、製材業などから購入するようにすべきですが、現状はどのようになっているのか。そこで、我が町において、近年の年間工事高と町内業者の受注額、地元からの資材購入、調達額はいくらか尋ねます。

次に、今、全国の企業数は386万ですが、その中の99.7%は中小企業が占めております。その中でも小規模事業者が9割を占めております。小規模事業者は地域に根差し、地方の声を支え貢献しています。地元にとっては重要な存在です。先ほども申しましたが、小規模事業者は経済の落ち込みや人口減少による需要の低下、経営者の高齢化、後継者不足などの課題を抱えています。そこで、この事業者が今後も長く続けるように、平成26年に小規模企業推進基本法が施行されました。概ね常時使用する従業員数が5人以下の事業所で、この小規模事業者が若者、シニアなど多様な人材を活用できるように支持し、地域経済への担い手として捉え、事業を持続してきた小規模事業者を、地域を支える重要な位置付けとして、地域活性化に貢献するような活動の支援です。我が町の業者のほとんどが該当すると思います。今年の8月に経済センサス活動調査が行われました。おおよそでいいですから、小規模事業者数はいくつか尋ねます。

最後に、昨年6月議会において、小規模企業推進基本法の取り組みはどのように進んでいるかの質問をしましたが、町のほうではまだそこまでの体制は取っていないとの答弁でした。この小規模基本法は、先ほども言いましたが、地域を支え雇用を守ってきた小規模事業者の支援、地域活性化のためにはなくてはならないもので

す。地方創生の一環にもなります。私は一日も早く設けるべきだと思います。その後の取り組みはどのように進んでいるのか尋ねます。

この後の質問につきましては、自席で行いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 5番、境田議員の町の経済循環の取り組みについて、地元業者の受注は町の経済振興にもなるが、現状等を尋ねるとの御質問にお答えいたします。

町では現在、小規模な建設工事や修繕等を積極的に業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的として、小額（30万以下）で内容が軽易な修繕、工事の受注・施工を希望する方を登録する小規模工事登録制度を設けております。

登録申請の方法は、いわゆる指名願いより簡易な申請で、申請書に、町税の納税証明書、法人は商業登記簿謄本の写し、個人は住民票の写し、資格や免許等の写しを添付するものであります。

町では、この制度の導入以来、活用を図ってまいりましたが、年度ごとにここ数年は伸びておりませんが、今後もより一層、制度の活用を努めてまいりたいと考えております。

①から③につきましては、担当課長がお答えいたします。

次に、④の小規模企業振興基本法の取り組みはどのように進んでいるかについてお答えいたします。

この法律は、平成26年6月に制定されたもので、人口構造の変化などにより地域の産業構造が変化する中で、地域社会の形成においては、小規模企業の活力が最大限に発揮される必要があることから、事業者はもとより、国や地方公共団体のほか関連団体と連携し、振興を図ることを定めたもので、自治体によってはこの法律の理念を条例化したところもございます。

町の取り組みでございますが、現在、条例化は行っておりませんが、これまでの経緯、そしてこれからの将来の動き等を考えまして、内容を検討しながら必要と判断したときには取り組みたいと考えております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席からお答えさせていただきます。

また、詳細につきましては、担当課長がお答えいたします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 総務課から、①の小規模工事契約希望者との契約の推移と工事高の推移についてお答えいたします。

希望者の登録は、23年度と24年度が18件、25年度と26年度が14件、

27年度と28年度が14件でございます。14業者ということでございます。

工事高につきましては、平成23年が6件、金額が50万6,000円でございます。24年度が4件、52万4,000円でございます。平成25年度が7件、93万443円となっております。26年度が2件、27万4,320円。27年度が1件、29万7,000円。28年度が9月1日現在で3件、金額としまして102万2,166円となっておりますが、実際これを3で割ってしまいますと30万円を超えますので、これはもう一度精査してお答えしたいというふうに思うところです。

それとほかに、見積り入札のところにも、見積りをお願いしているところもございます。そういうふうな努力もしておるところです。現在、30万円を多少超える案件にも見積りを依頼するなど積極的に取り組んでおりまして、今後も当初予算における見積りも小規模業者に依頼するよう各課に周知を行っております。

②の近年の入札の年間工事高と町内業者の受注額、地元からの資材購入、調達額でございますけれども、平成25年度が119件、9億6,964万8,000円、うち町内が103件、8億2,577万1,000円となっております。平成26年度が122件、8億9,975万7,000円、うち町内が92件、7億9,332万円となっております。平成27年度が93件、7億9,357万4,000円、うち町内が83件、6億9,866万2,000円となっております。なお、地元からの資材購入・調達につきましては、はっきりと確認ができておりませんので不明となっております。

それから、③の小規模事業者数はいくつかというお尋ねでございます。平成26年に実施されました経済センサス基礎調査によりますと、南関町の全産業の事業所数で469事業所がございました。その中には、国や地方公共団体等が含まれております。26含まれておりますので、443というふうになってまいります。

あと、事業所の規模で分類いたしますと、1人から4人、5人未満の事業所数が292、5人から9人の事業所が63事業所、それから10人以上の事業所が88という結果でございました。

以上、お答えします。

○議長（酒見 喬君） ほかにはございませんか。5番議員。

○5番議員（境田敏高君） ①の小規模工事の契約希望者登録制度ですね、これはやはり町内の業者の受注拡大と、町内経済の活性化に寄与するためのものですが、26年ですかね、あんまり2件で27万円しかなかったもんですから、ちょっと再度質問事項で挙げましたけど、この平成27年度ですよ、1件で確か29万7,000円で言われたですけど、これは私が27年はあの時は6月だったですけど、その

後いつ出たんですか、この金額は、発注は。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） そこはちょっとここでは調べておりませんので、後ほどまたお答えしたいというふうに思います。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） はい、早めをお願いいたします。

27年、先ほど言いましたが6月ですけど、町長もこの小規模事業者の生活を守っていくためにも、工事等の発注の仕方についていろんな勉強をしていきたいと言われております。今度勉強されたと思って、9月で今現在で確か102万円ぐらいと言われたんですけど、私もちょっと質問するかなと思ったんですよ。大体30万円未満ですから、何で100万円になっとかなど。例えば、30万円、30万円、90万円で、消費税入れたってですね。だけん、先ほど言われましたから、また何でそがんなつとるとかお願いします。

今、県内で小規模事業者の登録制度の実施自治体ですね、2015年5月時点では19の自治体がやっております。その内訳は、30万円以下が9自治体で、50万円以下が8自治体です。130万円以下が、これは宇城市と阿蘇市の2自治体ですけどね、最近の現時点では実施自治体ですよ、これは何か大分増えておりますかね。ちょっと調査をされとるなら、ちょっと教えてください。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 担当係長のほうに調べをしていただきましたところ、件数は19件と変わってないというふうに受けております。内訳としまして、30万円以下が11件、それから50万円以下が6件ということでございました。130万円以下が2件ということでございました。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 私が調べたとちょっと違いますけど、最近のデータだと思いますから30万円以下がちょっと増えたということですね。この小規模事業所登録での仕事をですね、以前は職人さんはどっちかという職人さんが多いんですよ。非常に事務は苦手なものですから、現場に命を懸けとられますからね。だけん、以前は手続きが面倒で、何かせからしかというか、面倒くさいって言われたんですよ。逆に平米が少ないものですから工事金が安いとか言われて、あんまり魅力がないと言われておりました。そこで、これは毎年労務単価ですかね、これは1年に1回大体原則的に改訂されております。平成10年度が全国の全職種の平均が、この時は大体1万9,116円やったんですよ。それからずっと下降して、平成24年度で1万3,072円に労務単価が下がっております。しかし、25年度からず

っと上がっております。27年度は平均して1万6,678円です。また、さっき言いました1年に1回ですから、今年の2月も、労務単価、いわゆるこれは労務単価といいますけど、公共工事の積算に使う単価ですから、例えば大工さんは2万円、左官さんは1万9,300円となっておりますけど、これは支払賃金を拘束するものじゃありません。ただ、積算に使う基準として使うんですけど、これにやはり必要経費が23%、それと現場経費合わせると大体41%ですから、労務費と経費だけならそこは乗せてするんですけどね。こういう職人さん、ちょっと先ほどから面倒くさいと、単価も分からないと言われますから、こういうの見積り来られた時、資料として差し上げるようにしれくれんですかね、今から。でですね、今言いました、去年ですかね、指名入札では単価を上げたと言われたですね。この小規模のほうも単価の見直しはされたっですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 建設課で行います設計の単価は、最新の単価で更新しておりますけれども、小規模業者に依頼する修繕等につきましては、仕様書によって業者から見積りをいただいて、その結果によって発注するというところでございますので、労務単価というものはここには反映されてこないというところになっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） それは反映されるように指導してくださいよ。先ほど言いましたですね、積算単価が出ておりますから、毎年上がっております。安心して仕事は増えると思いますよ。今、26年度がさっき言いました、何度も言いますが27万円で2件で、27年度が29万円、今度は102万円ですね、確かに上がっております。しかし、この工事高が下がれば、町の活性化は望めません。工事高は、今からでも私は十分確保しなければならないと思っておりますよ。以前がこう上がってきよったですね、90万円、そしてぼすと下がるんです、26万円。今度がまたこう上がってきております、100万円ぐらい。来年ぼすと下がる可能性もなきしもあらずですから、私は次年度、予算計上とか考えはお持ちじゃなかですか、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 28年度につきましては、現在100万円を超えているということですが、これを特別の予算ということは今のところ考えておりませんが、今副町長のほうに、担当課全てのところでこういった事業ができる分については、積極的にそういったことを指導していただきたいということで、副町長とも打ち合わせをしておりますので、副町長のほうからも、全部の課にそういったことで

打合せをされると思いますので、これからも金額的にも伸びていくんじゃないかなというふうには考えております。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） よろしく願いしときます。やはり何度も言いますが、やっぱり地域活性化のために、予算を。これは予算を出しても、生きた金と私は思うとですよ。地域の人が、町内の人の仕事が請ければですね。よろしく願いしときます。

この工事契約希望者、登録制度ですよ。これはどっちかという、建設及び建設工事に係る修繕とか、こういう条件がありますけど、町内にはいろんな業者がおられるとですよ。建設関係じゃなくて物品業者とかいろんな業者の方がおられます。この方々の受注機会、受注機会の拡大はどのようになっていますかね。何か別に小規模登録じゃないですけど、建設ばかりでしょう、さしより今は。そういう物品関係とか修繕とか、そういう人たちのも何か広げる制度とか、何かそういうのは全然つくってなかったですか。もしあるならちょっと教えてください。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 制度というものは、今のところ私も存じ上げないところですが、車ですね、自動車それから電化製品等につきましては、町内業者に見積りをお願いしております。それから、購入も努めて行っておるところです。オフィス用品等につきましても、積極的に町内業者に見積りを依頼しているというところで、やはり町内業者の活性化が重要ということは、共通認識としてもっておるところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） やはり町内の業者の誰でも受注機会を私は拡大すべきと思います。やっぱり修繕とか物品業者、委託業者にも、いろんな手を広げていけば私はいいと思いますけど、町全体の活性化になると思うとですよ。

ところで、先ほど工事契約業者、当初は何か18件と言われたですね。あとはこれは2年に1回の登録ですから、14件で減つとりますね、大分。それで登録業者以外に発注とかはしよんなはらんとですよ。どがんですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） それは多分ないだろうと、私もちょっとここは確認しておりません。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） そこは十分確認しとってください。町の経済循環一つで、町内業者に依頼した場合、さっき言いました住宅取得助成があります。これは住宅

を取得を行う者に対してですけどね。しかし年齢制限があり、誰でも助成が受けられる住宅リフォーム制度を設けたらどうですかと、私も何度も言っておりますけど、益城町では、地域消費喚起生活支援型交付金を活用した住宅リフォーム助成事業で、ここは町内の業者が一応条件ですけど、30万円以上の工事に対して1割、最大20万円の助成。ここは年齢制限はありません。ただし、1年間やったです。今度、28年の補正予算で若い世代、40歳未満ですけど、中古住宅を買った場合、改修の補助支援を上げてあります。最大これは65万円です。やはりこういうですね、何て言いますか、国の助成、県の助成とか、こう何か急に言うてくるときがあるんですよね。最近何かこれ以外に何か補助金が出るという何か情報はお持ちじゃないですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） ただいまの質問にお答えする前に、先ほど多分ないだろうというお話をさせていただきました。ほかの業者に発注はないかということでしたけれども、小規模事業者の登録されている業種があれば、必ずそこをお願いするということで、登録されていないところにつきましては、ほかのところがあるかと思えます。そこはあると思われまますので、御了解いただきたいと思えます。

それから、今の国・県の制度があるのかないのかということ、情報をつかんでいくかということでございましたけれども、今のところまだその情報については存じ上げないというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 先ほど言いました国とか県は、何かぽすっとう言っくつとですよ、こがんとが出たて。ですから、すぐ手ば挙げんといかんですから、常にアンテナを広げとってください。よろしく願いしときます。

2番に移ります。今、町内業者が受注している件数を先ほどは説明してもらいましたが、今どぎゃんかな。85から90%に近かったつかな、大体、ですね。そこは町内業者が潤うからいいなと思うんですけど、資材購入とか調達、これは確認ができないとのことでしたが、町内活性化にはやっぱりここにも力を入れるべきだと思うとですよ。今後、地元から購入金額をどのぐらい使ったと、それを分かるように、例えば竣工検査とか一番最後に項目どん設けて、大体どんぐらい使うたと、そのくらい記載する何か項目を設けて、私は今からでも地域活性化のために、そがんともしてもよかつちやなかかなと思うとですよ。そうすると、この業者は結構町内で調達しよるなとか、そういう人たちは少しまたレベルば上げてやっつとよか。よければ、そういう項目を設けていただきたいです。それはもうお願いですから、せんて言いなはるならもうよかばってん、なるだけならお願いしときます。

入札ですけど、町外入札、町内業者が1社も入っていない入札物件とか最近はあるとですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 町内業者が1社も入っていない入札物件でございますけれども、平成26年度においては6件あったと報告を受けております。6件でございました。27年度が2件、その2年間はそのような状況でございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 町内業者には施工能力がないと判断されたと思いますが、やっぱり指名委員会での意見はなかったんですかね。入札は適正なメンバーだったかと。偏った工事発注はないかちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 先ほどお答えしました6件と2件というものにつきましては、町内に業者が見当たらなかったということが主なところでございます。それから、適正なメンバーかということでございますけれども、指名審査会では設定額に応じまして業者数を決めております。基準を決めておりますので、それに基づいて指名を行っているというところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 町内にいない業者と言われましたけど、今、入札ですね、町外の方ですけど。この同じ人がずっと落札しとるような状況は、続いとると私は思うけど、ありませんか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 土木や建築、浄化槽設置などの業者は町内少のうございまして、やはり同じようなメンバーが入札に入ってくるというふうなところでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） いや、今私が質問しよつとは、町外業者で。私は町内の業者よかったですよ。それはいっぱい取ってもらいたかです。ただ、町内におってから、町外業者が同じメンバーが入って、その人がほとんど取りよらんかということです。そういう職種はなかですか。例えば、先ほどは南関におらんけん、業者がいなから町外業者に頼むって言われたでしょう。そういう人たちのメンバーの中に、同じ人がずっと取とらんかて、そこをちょっと今質問しよる。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 指名の基準としては、やはり町内、それから玉名管内、それから県内というふうな形になってくるかと思われまして、あと、あくまでも入札

でございますので、入札の結果で取られているものというふうにと考えると、

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） ちょっとかみ合わんばってん、まあよかです、それはもう。時間の足らんごつなるといかんけん。中にはやっぱり町内業者で施工できる私は物件はあると思うとですよ。なぜならば、公共工事の場合は工事期間を広くとってあるとですよ。小規模でも、小さな業者でも私は対応できると思うとですよ。やはりいつも言いますが、町内業者に受注機会が増えるようにして、町内活性化に結び付けてもらいたいですよ。どうですか、町長。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） やはり業種によって、町にそういった該当する方がおられないというのは、町外に発注する必要があるかと思えますけれども、そういった中でも下請けで部分的にもできるものは町内に是非出してほしいと思えますし、町内の業者さんでできるものは、あくまで町内優先ということでこれまでも取り扱ってきまして、これからもしっかりとその考え方は変えないで進めたいと思えます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 町長もしっかり考えをもっていくという話で、よろしくお願ひしときます。やっぱり本当、せつかく今どこでもくっくいよるですけど、金が南関に落ちれば、南関で回すのがよかったですよ。この規模の大きい工事は、やっぱり大手ゼネコンとはいいませんけど、大手業者が受注して、工事関係は工事施工は、これは専門業者が下請けとして分離発注されます。これが今現状です。この分離発注の現状についてですけど、今年も本当に猛暑で、近年の最近の異常気象かな、それとPM問題。以前はPM問題は何か結構騒がれたんですけど、何かもうどこさん飛んでいったかわからんようになってしまったんですけど、そういうのを考えて、昨年中学校のエアコン設置が終わっています。今年は冷暖房設備になつとすかね。それは8月にほぼ大体小学校は、全小学校が終わっております。ここでの工事は、これは分離発注になつとるとすかね。まずちょっとお伺ひします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 発注工事については、内容によっては分離発注をしているというところがございます。

今お尋ねになりました小学校の空調設備につきましては、キュービクルの設置もございまして、電気工事で発注しましたが、指名業者は管の資格を持っておったということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 今の電気工事の入札でしてあるとですよ。電気工事の入

札ですね。これは電気屋さんだけで。大体ですよ、聞くと、町内の業者さんはこれは管工事じゃなかかと、ちょっと首をひねっておられる業者さんが多かったですよね。これは管工事の人たちは全然入ってなくて、電気工事だけやったんですね。そこをちょっとお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） その件、資料を持ち合わせておりませんが、係長から聞いたところでは、キュービクルもあって工事を発注しましたが、指名業者は管の資格を持っている者ということで入札をされたということだと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 管の工事と言いますけど、管工事はやっぱり設備屋さんですたいね、私に言わすつと。ここにも書いてあつたんですけどね、何か明細。なら、管の資格を持つとらす人もおられますから、やっぱり設備屋さんも入れてよかつたかなかつたかなと私は思うとですよ。ただ、何様ですね、空調関係は大体管工事は設備ですよ。だけん、何で電気工事かなと言わすけど、ここの役場で、誰とは言わんですけど、以前は慣例だからずっと電気屋さんに回しとると言われたんですよ。しかし、やっぱりみんなが納得して、やっぱり設備ならここに書いてあるですもんね。管工事は冷暖房設備工事とか、ちゃんと謳ってあつたんですよ。だけん、南関におんなはるとき何で入らんとかつた。やはりさっき言うたごと、ガラス張りにしてもらいたかつたですよ。もしそれがでけんなら、納得されるような説明ば管工事さんに対して言うたがよかですよ。せつかく南関におんなはつたですよ。よろしくお願ひしときます。

それと今、入札を言いましたけど、随意契約ですよ。随意契約の工事高は最近どのように推移しておりますかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 平成26年度が16件、3,339万5,000円。それから平成27年度が12件、413万1,000円となっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） この契約ですよ、随意契約。これは大体見積書ば取るごつなつとるですもんね、2社から。なるべくと書いてあります。この見積書は全部提出されとるとでしょう。

それともう一つ、先ほど26年に何か16件で結構金額多かですけど、この随意契約は大体130万円未満じゃなかつたですか、1件に対して。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 随意契約につきましては、金額要件だけでなく、そのほ

かに以内とか、それから期間の問題とかというものがございまして、130万円に限らないということは、130万円以下に限るということではございません。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 普通は、随意契約は130万円以下、市町村は。国はまだ高かったですよ。そういうところもちゃんと誰でも納得されるごつ説明をしたがよかと思うですけどね。

先ほど、見積書はちゃんと取られているということですね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 見積りを依頼することによって、依頼しまして期限までに提出された複数の見積りをいただいているということでございます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） この随意契約において、例えば工事を請けて、その方が。追加が出た、随意契約が出たと。入札価格があるですね、その人が出した。随意契約の工事だから。そして、例えば本工事で請けて、安か単価で取って、その金額に合わせて随意契約も単価ば取るとか、それとも随意契約の単価は高こう上げてあるとですかね。合わせてなかつですか、入札取った金額と随意契約の。今どがんなつとるですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 今お尋ねの件は、変更契約に該当するものなのかなというふうな気がいたしますが、変更ならばその入札率でそのまま契約ということになるかと思えます。契約が別でありましたならば、また改めて見積りは取り直すと。入札になることがあるなら入札ということになるかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） なら本契約だけで、随意契約はほとんど出よらんということですね。なら、よかです。私は何か随意契約。昔は、確か本工事を請けて随契のごつして追加工事ていうか随契で出よった。大体ですね。安う叩いて、随意契約だけは普通の単価でもらうのはおかしかけん、どがんなつとつとかなて、それば質問しよつと。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） やり方としては先ほどお答えしたような形で、変更契約ならば入札率はそのままということになってまいりますし、新たな契約ならば改めて取るということになるかと思えます。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） もうずっとこれ言いよつたっちゃほんなこてちょっとあれ

やけんな。私は、本当耳が痛いかもしれませんが、町外業者の扱いに対して、本当、この一般質問をする時、私どまやっぱりずっと住民の方から回るとですね。それは誰でもです。一般質問する議員さんはですね。今回、仕事がどうも偏っとるんじゃないかっていうこと、あんまりいい話はされんとですよ。でですね、特に町外業者の扱いに対して、あんまりいい話はせんやったです。何か有利な提携しとらんとかなくて、そういう話が出とるとですよ。ただ、もうここで内容とか言いません。今後先ほど言いました透明性がないようですから、透明性を与えて誤解のないようにしてくださいよ。町民の方々から、やっぱり町の業者さんからも信頼されるようにしてください。中には、えーっと思って俺はもう入札も出さんぞていう、やめたというそういう人も、俺はもう口に出さんばんかという人もおらるっつですよ。やっぱり信頼されるようにしてください。

町内業者が、先ほど言いましたいろんな入札がいらないと、指名願いを出して提出している業者は、やっぱりできるから、資格があるから指名願いを出されているんですよ。町内業者も育てる概念からも、やはり町の、何度も言いますが、町の経済の活性化、町内業者の育成を図るためにもできる限り、町長は言われましたけど、町内業者に発注すべきと。本当によろしく願いしときます。小さい業者がでけんなら、ベンチャーを組ませてやればいいんですよ。そういう指導もしてください、今度。私も提案として、あるかどうか知りませんが、入札には地域社会への貢献、ボランティア活動とか技術者数などの評価があると思います。そして今後、地元材の使用、地元下請けの業者の使用、下請け単価の引上げなどを行った事業者に対して、私は評価すべきだと思っるとですよ。また自然災害の時、町道とか生活道路の倒木処理、これを積極的に応急処置をしている業者さんとか、防災訓練に参加している業者さんに、私はこの業者さんたちには、町独自の点数制を設けて、そして評価を上げて入札に少しでも参加できるように、私はそういう制度もあっていいんじゃないかと思いますが、どうですか、町長。そういうお考えはお持ちじゃないですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 今年の熊本地震、そして梅雨の集中豪雨ということで、業者さんにもかなり災害時の復旧とか、風倒木の整備あたりもしていただきました。改めで、やっぱり地元業者の大切さということも再確認させていただいたところです。そういうことで、やっぱり地元貢献ということで今言われたとおり、そういったことで、やっぱり町のために一生懸命やっていただくということ、そういったことをポイント制ということですので、どういった形でポイントになるかわかりませんが、検討させていただいて、やはりそういった地元を貢献していただくところを有利に

働くとか、そういったことで取り扱えるようなことも検討させていただきたいと思っています。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 是非お願いしときます。入札に関しては、確か副町長が責任者だと思いますけど、副町長ももう 1 年になられました。ここで、もう入札に関しては新鮮な空気を入れてくださいよ。地元の経済が潤うように取り組んでください。地元事業者に発注すれば、最終的には税金として戻ってくると思いますので、よろしくお願いしときます。

じゃあ、3 番に移ります。先月ですかね、我が町の事業所の従業員、規模数の調査、売上等の調査がありました。これが一応経済センサス活動調査ですけど、これが行われましたけど、これはやっぱり地域経済の担い手である中小企業の実態の状況を把握していなければ、事業所や住民の要求に基づいた行政施策はできません。先ほど 8 月に行われた経済センサスはまだわからないと言われましたけど、これは 26 年ですかね、469 事業者と言われたですね。これは個人企業と個人言われましたけど、よかなら個人事業をもう一回ちょっと教えてください。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 個人、企業ということでは分離はなされておりません。全産業の全事業者数が 469 ということでございます。その中には、国や地方公共団体も含まれますので、民間になりますと 443 ということになってまいります。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 私は、さっき 5 人未満が 292 で言われたですかね。その中の個人事業数ば知りたかったっですよ。わからんというならよかです。これは南関の商工会では、加入している事業所を、これは平成 27 年度で 200 事業所があります。この中で個人事業所が 120 事業所です。会社が 78 社です。5 人以下の小規模事業者が 159 です。商工会に入っていない人も何人かおられますので、結構あると思いますので、さっき言いました個人事業者が 122 ですよ、さっき商工会に入るとるとが。だけん、入っていない南関町の業者がわかるかなと思って、ちょっと質問したっですよ、個人事業者ば。

今度 8 月のセンサスが あった ですね、経済センサス。あれは大体いつごろ最終的には統計を取ってわかりますか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 国の統計調査は結構時間がかかって公表されるっていうことになるかと思いますが。速報は早いと思いますけれども、中身の詳しいところについてはまだちょっと時間かかる、いつということは申し上げられませんが、

そこはまた確認してお伝えしたいというふうにすることでよろしいでしょうかね。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 早めにお願ひしときます。やっぱり、本当に町を良くするために住民さんの声を聞くなら、町のどういう会社があって、何人おられて、売上とか、そういうのを本当に把握しとかんといかんですから、これは本当に経済センサスはよかと思うとですよね。これば今から活用していかないとですよ。だけん、わかったら早めに知らせてください。総務課長、いいですか。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） はい、結果が出ましたら、早めにお知らせしたいと思ひます。ただ、統計調査で出されます情報につきましては、なかなか細部まで個別がわかるようなことはないかと思ひますけれども、わかる範囲でお知らせをしたいというふうに思ひます。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） よろしくお願ひしときます。

最後の質問に移ります。先ほど、何度も言ひますけれども、我が町の南関の町の事業所のほとんどがやっぱり中小企業ですよ。特に5人以下の従業員を雇用している業者、または農家の方々は、やっぱり地元に着し御苦勞しながら町に貢献されております。この方々が潤わなければ、いつも言ひますけど、地域活性化は望めません。今までは、ほとんどこの方々の意見とか指導とか支援はなかったとですよね。そこで、この方々を地域の担い手として支えるために、小規模事業推進基本法ができました。先ほど言ひましたけど、昨年6月ですかね、一般質問で当時大木課長の答弁では、まだ町のほうではそこまでいっていないと言ひましたけど、私はその時に早めにお願ひしときますって、これは本当に小規模事業者にとって、非常にいい条例だと思ひますとこう言ひました。今日は、町長は必要と判断した時は取り組みたいという答弁でしたが、そこで、この中小企業振興条例の自治体、設定自治体ですよ。これは2014年かな、4月現で31道府県、116市町村が設定されております。県内では、県のほうから5市町で、菊池、山鹿、八代、合志、熊本市、菊陽町ですが、昨年の3月、確か益城町も設定されております。冒頭でも何度も言ひますけど、やっぱりこれは大半の事業所が小規模で、最近の条例制定、件数はどれぐらいになつとるですかね。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 昨年12月に全国の商工団体連合会が調査された結果を基にお答ひいたしますが、熊本県は中小企業振興基本条例というものをつくっており、それから市が7市です。それから町が2つです。菊陽町と益城町がつくられ

ております。益城町が2015年に策定をされて、今現在、市町村が9ということになっております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 町が今2つと言われましたけど、3つ目になるごつ早めに頑張ってください。この人口減少の施策に、地方創生では人の流れを止めて安心して結婚し、子育てができるようにすることがあります。若者が結婚できない、または結婚しない現状があります。このことは若者の労働条件の、私は労働者の雇用条件にあると思うとですよね。結婚問題は雇用にありと私は言いたいです。そこで、全労連、これは全国労働組合連合ですけど、この調査では人間らしい最低賃金の最低限の生活のためには、全国どこでも22万から23万は必要で、時給1,000円の実現、時給1,500円を目指す方針を打ち出しております。今東京、千葉とか、いわゆる大都市ですか、あれは時給907円から817円です。九州では福岡を除いた県は705円から693円ですよ。705円で計算すれば、8時間働いて25日頑張ると14万1,000円です。これからいろいろ引かれますから非常に厳しかです。賃金が安いところは人口流出が止まりません。地域経済活性のためには、やっぱり取り組む大きな課題と思うとですよね、ここがですね。町は平成25年度企業誘致対策として1,790万円かな、それと産業振興奨励金で1,200万円ぐらい使こうてあります。26年が企業誘致で1,300万円、産業振興で9,700万円ぐらいですかね、使おうてあります。企業誘致に金をかけておられます。人口の歯止めになってるかですよね。やっぱり地域を支えている地元の業者の支援は、私はちょっと少なかつじゃなかろうかと思うとですよね。事業所の支援を私はもっと広げてもらいたいと。町は事業所に対して商工費として補助金を出しております。平成25年度が商工振興費645万7,000円、これは商工会に一応500万円毎年出されております。それからTMO事業補助金、これは町の駅の運営費とイベントと思えますけど、ほとんど人件費でなくなるということでした。これが144万円ですね。26年度が商工振興費が、これは2,900万円ですけど、これは、商工会が500万円、さっき言いましたTMO補助が144万円、それとその年限りの商品券が出ましたから、だから2,200万円ぐらい出とるとですよね。この商工費ですよ、これは決算カードがありますけど、この分類では全体の1.2%しか当たらんとですよね。地元で頑張っている小規模事業者の育成のためにも、私は商工会の補助金をもう少し出したらどうかと思つとるとですよ。同等規模のなごみ町は750万円出されとるとですよね、補助金ば。厳しければ、例えば労働者人材の育成、若手職人育成事業の補助金は、県はあります。しかし、小規模事業者にとっては条件が厳しかつですよね。だからそういうのをフォローしたり、また雇用

保険の一部の助成など、そういうお考えはございませんかね。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 様々な支援の方法はあると思いますが、企業向けの、今、町がしとります奨励金とかとは別で、それぞれの事業所は事業所でやっぱりそれぞれの雇用保険とか体系とかつくっておりますので、町がその一事業所に対してそういったものを補助するのはどうかと思いますけれども、ただ、それ以外でも国とか県の補助金、いろいろありまして、農業の新規就農とかそういった補助金もありますので、そういった商工業者に対しても、いろいろ国とか県の補助金、そして町がそこに協力しながら取れるようなものがあれば、私たちも先ほども議員から御質問がありましたいろんな制度を、こちらのほうも調べて、補助金もこっちから積極的に取りに行くようなことをしながら、勉強しながら、そういったものも活用できるように取り組んでいきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） 先ほど町長は1 企業と言われましたけど、南関町の商工会は1 企業じゃなかつたですよ。みんな全体ですね。企業誘致なんかやっぱり、それは1 企業じゃなかつたかと思うばってん、結構お金使っております。ただそれば活かすようにしてください。南関町の高齢化率は3 6 %になっております。やっぱり高齢化による成長力低下の克服をここでしなければなりません。そこで、やっぱり若手職人育成の事業活動を、こういったのは何か力は入れてあるとですかね。これは現状は今、どうなるととですか。何か利用か何かされとりますか。また指導されるととですかね。ちょっとお伺いします。

○議長（酒見 喬君） 総務課長。

○総務課長（大木義隆君） 若手職人の人材育成等についての支援があるかということでございますけれども、ちょっと外れるかもしれませんが、昨年から創業支援事業計画ということで、商工会と連携しながら町とそのような企業ということになるかもしれませんが、そのようなことの相談には金融機関も併せて乗るかということ。それから、言いますならば、先代の事業を承継するというふうな時にも、資金の相談とかは金融機関、商工会、それから町と、また必要ならば県とかと一緒になって窓口をつくるということになっておりますけれども、今のところまだ活用はなかったように思います。

○議長（酒見 喬君） 5 番議員。

○5 番議員（境田敏高君） やっぱり先ほどずっと南関町は高齢化率が増えよとですよ。いろんな、例えば工事する時も、高齢者ばかりじゃちょっと危なかと云うですけど、能率は上がりません。そのためには、やっぱり若手ば今のうちに育てと

かんと、南関町も困るとですよ。確か県のほうもありますから、一緒にもう一度調べて、なるだけこういうところに手を差し伸べてください。

先ほど補助金ばかり言いますけど、やっぱり企業誘致にも、南関町にはこういう業者がいっぱいいるんだと、そういうのをお知らせも多分されておりますけど、何か年に1回、会社で何かあるんでしょう。あれがほんのごく一部の人しか言ってなかつたですよ、案内が。やっぱりほんな技術を持った、いっぱい南関町にはいい人がおります。そういう人たちをもう少し企業誘致に、ある時は、名刺交換会じゃないですけど、そういうところにもう少し、声を掛けるようなことはでけんですか。今、全然何かしてなかみたいですけど。そがん考えはなかですか。ちょっとお尋ねします。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 年に1回、企業懇談会というのを開催しております、大手から中小までというところになりますが、現在裾野は広げていこうというふうな考えではおります。案内を出しておるものの、まだ来られてないというところもあります。まだまだ十分ではないというところもございますので、その辺は検討していきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） 何度も言いますけれども、本当に南関町は、いろんな業種の方がおらるとですよ。ただ、事業所登録が非常に少なかつたところがちょっと懸念しとつとですけどね。やはりもう少し、大体役所工事は本当は単価がよかけん、普通なら自分が見積りしきるなら喜んで業者がまだ登録が増ゆつてです。そういう指導をまたしてください。先ほど言いました単価も年々上がってますので、一応積算を出される単価、そういうものも見せて指導してください。特に、さっき言いました名刺交換会じゃないですけど、そういうのも、一番です、会社じゃなか個人もいっぱいおりますので、そういうのをぼんぼん来てもらうて、そして企業誘致をやったら優先的に使ってもらうですよ、まじめにしよるなら。そういうことも指導してください。

そすと、昨日おとといですかね、新聞に載っておりました学校や仕事もせず、6ヶ月間以上家族以外と交流せず家にいる人、15歳から39歳、これは引きこもりですよ。人が、これは推計ですけど、54万1,000人おると言われている調査結果が公表されておりました。これは、やっぱり背景には不安定就労もあるとも言われております。南関町で8月31日現在、私もちょっと調べましたけんが、15歳から39歳は2,334名おらるとですよ。この中で引きこもりはないのかと。あるならば、こういう人たちを面接じゃなかですけど、そこに行って、外に出るよ

うにして仕事も紹介すれば、従業員不足の事業所も助かりますよ。町も仕事に行かれば、また税金が入ってきます。町の経済も循環します。こうやって補助金が、金ばかりで私は言いよるですけど、厳しければ、このような取り組みも私はすべきだと思つとるとですよね。是非そういうのも進んでやってください。これも、これは町だけじゃでけん、特に企業に詳しか商工会がおられます。商工会というパイプがありますから、一緒に取り組んでももらいたいんですけど、どうですか。

○議長（酒見 喬君） 5番議員、もうしばらくかかるでしょう。

○5番議員（境田敏高君） いや、もうあと5分ぐらい。

○議長（酒見 喬君） じゃあ、もう続けていきますか。町長。

○町長（佐藤安彦君） 引きこもりの方のお話がありましたが、是非いろんな町のほうでも今いろんな会議の中で、御相談を受けているのがやっぱり仕事が長続きしない、そういった方が非常に生活困難なことになってまいりますので、今、町の企業では、正社員の募集がかなり出ています。ということで、まちづくり課のほうでも、ホームページでもですが、窓口でもそういったものを出しておりますので、是非私たちもそういった方がおられるとするならば、積極的に働きかけて、正式に仕事に就いていただきたいと思います。ということで、企業側も働く方も両方よくなりますので、是非私たちもそういった機会も図りたいと思いますので、議員の皆様方も御存じの方がおられるならば、紹介いただければまちづくりからもそういったところに出向いてでもお話ができますので、是非お願いしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 5番議員。

○5番議員（境田敏高君） よろしく願いしときます。やっぱり、先ほど引きこもりがどれぐらいおるか知りませんが、結構おられると思うとですよ。そういう人ばかりおると暗くなりますので、明るい南関町にするために、やはり行政のほうも手を差し伸べてください。

28年度、地域別最低賃金が8月23日に出了。全国平均で823円ですけどね。最も高いのがやっぱり東京で932円。それと宮崎と沖縄が一番低いですけど714円で、熊本県は715円です。これはみんなに最低賃金を本当は守ってもらわんですけどね、やはり知らせることが私は大事だと思うとですよ。よろしければ、南関町のほうでも、何度でも、今、最低賃金はこしこですよってお知らせをするようにしてください。

今回は、町の経済循環について質問をしました。対策は私はいくつもあると思うとですよ。今回は本当にごく一部だと思います。基本はやはりいかに地域が活性化することを、やっぱり頭じゃなくて、私は足で動くことだと思うとですよ、行動することです。そして、人を活かす行政になっていくべきだと思います。

これでちょっとまとめに入りますけど、今景気停滞が続く中、消費不振で小売店の閉鎖が出ています。今一度、町の経済循環に取り組むことです。その打開策の一つで、私が先ほど言いました小規模企業の振興策をつくり、実行していく。小規模基本法を設けるべきだと思うととですよ。小規模基本法では国、県、市町村、小規模振興に対する責務が明確化されております。町の責務としては、財政上の処理、町発注工事の受注拡大、小規模者の意見を活かし、実施に反映されるなどです。地元業者に発注すれば、地元の経済が潤います。最終的には、何度も言いますが税収として戻ってきます。地域でお金がぐるぐる回るような振興策を設けてください。私は目がまわるようにとは言いません。地道にコツコツと経済循環が浸透していくように行うことが大事だと思います。地元の工事は地元業者に積極的に発注すれば、地域内で経済循環は高まります。また建物等は早めに改修すれば、その分長持ちします。今回の熊本地震が起きても、被害を減らすことができます。壊れる前に工事をしたほうが、工事費が安くあがります。また、子どもたちにも安全と安心を与えます。借金のつけを残さないためにも、私は積極的に取り組むべきだと思います。町民の皆さんが安心して住めるまちづくりにもなります。自治体が経済循環を積極的に続け、発展するように責任を持つためにも、また地域づくり、育成を進めるためにも私は早めに取り組んでもらいたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（酒見 喬君） 質問事項の中で、検討しますという事案が何件かございました。質問者のほうにまたプリントをもって答弁していただくようお願いします。

それでは、10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時07分

再開 午後2時17分

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番議員の質問を許します。8番議員。

○8番議員（田口 浩君） 8番議員の田口でございます。今から一般質問をさせていただきます。

まず最初に、旧石井邸の今後についてを質問いたします。

その次が、グリーンヒル二城の売り出しに対しての質問をさせていただきたいと思っております。今日中に終わりますから、よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 8番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤安彦君） 8番、田口議員の旧石井邸についての御質問にお答えいたしま

す。

質問要旨が①②ということで、①今後の整備計画はと、②が移築の計画はあるのかということですので、まず①の今後の整備計画はとの御質問ですが、去る6月議会におきまして、土地建物の買収とそれに伴う境界確定測量及び登記委託料の補正予算を御承認いただき、現在までに境界確定測量が終わりましたが、一部分筆が必要な部分が発生しましたので、その手続きを行っておりまして、10月中には売買契約を締結したいと考えておるところであります。

なお、今月6日になりますけれども、外目公民館におきまして地元3区への住民説明会を開催しまして、住民の方の御意見を伺ったところでもあります。

今後につきましては、現所有者であります石井様との協議を行い、建物内にある作品等の無償譲渡分とお借りできる版画等の仕分けを行い、より多くの作品を展示できるようにしたいと考えておるところであります。

また、本計画につきましては、ふるさと納税の寄付状況も勘案しながら整備を進めてまいりたいと思っております。

②の「移築の考えはあるか」とのお尋ねですが、当時の様子に思いを馳せることが可能な、現地で整備することに意義があると思っておりますので、移築の考えは現在ございません。

次に、グリーンヒル二城につきましてはの御質問にお答えいたします。

グリーンヒル二城につきましては、昨年11月30日より販売を開始し、現地案内会を12月5日土曜日、6日日曜日の2日間で開催いたしました。

現地案内会の参加者につきましては、2日間で10世帯ほどでしたが、御来場いただきました2世帯がその後契約され、第1号となる契約の締結を12月16日に行ったところでもあります。

現在まで5区画の契約が終わっておりまして、すでに住宅が完成し居住されている方もおられるところがございます。今後は残り11区画の販売に更に力を入れていくこととしております。

以上お答えしまして、この後の質問につきましては、自席でお答えさせていただきます。

また、詳細につきましては、担当課長よりお答えさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 8番、田口議員の旧石井邸についてのお尋ねに、私にも御指名ですのでお答えさせていただきます。

町長の答弁のとおり、今後の整備計画は進んでいくわけですが、具体的な推進のための審議の担当課をまちづくり課、経済課、そして教育課の3課で審議をしなが

ら、どのような整備になるかということで、今後の計画が進んでまいります。ふるさと応援団事業ということで、非常にこうありがたい先ほど町長の冒頭のあいさつの中でも出ましたように、たくさんの町外からの応援が頼りの資金ということになります。

2番目の移築の考え、町長の答弁にもありましたが、6月議会で山口議員のほうからもお尋ねがありましたけれども、“日本の詩聖”というふうに謳われている北原白秋先生です。皆さんとも一緒に生家をお訪ねしたところですが、どうしても白秋生家は、石井家ということと一緒に考えていく必要があるかなと思います。というのも、白秋先生の祖父であられる業隆氏の職責と、それから書物、これに大きな影響を受けられたということで、しかもあの佇まいそのものが白秋文学を育てたということからすると、移築してといたら、本当に値打ちがなくなってしまうのではないかということです。そういう意味で、白秋先生が幼少のころからお母さんの実家を何度も訪ねて読書三昧にふけて、あの地であってこそ第二の故郷という忘れ難い外目の地ではないかと思います。そういうふうを考えて、今後も保存のために頑張らせていただきたいと思います。

以上お答えしまして、あとの質問については自席より答弁させていただきます。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 私のほうからは、グリーンヒル二城の今後の取り組みをどのようにするのかという点についてお答えをいたします。

先ほど進捗状況につきましては、町長のほうから答弁がありましたとおりでございます。町長答弁にもありましたとおり、今後は残り11区画の販売に更に力を入れていくこととし、残り11区画の販売が早く完了できるように、町内企業、建築業者や住宅メーカー等へPR活動を更に重点的に行う。そのほか、今年10月22、23日、土曜、日曜になりますが、二日間で本議会の補正予算にも計上させていただいておりますが、熊本県の地域づくり「ゆめチャレンジ推進補助金」を活用して、宅地分譲フェア・イン・グリーンヒル二城を開催することとしております。開催内容としましては、子どもが喜びそうなイベントや就労・就農相談会、飲食コーナーを設けるなど、まずは多くの方に足を運んでいただき、見ていただき、関心をもっていただけるような内容にしていきたいと計画をしております。そのほかでは、西鉄久留米駅と天神駅にメディアボックスという情報提供コーナーがございます。そこに住んでよかったプロジェクトの冊子とともに、このグリーンヒル二城のチラシ等も置き、多くの方々にPRを図っていく。そのほかには各種イベントの際にチラシを配布するなどの取り組みを行い、販売促進につなげていきたいと考えているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（酒見 喬君） 8 番議員。

○8 番議員（田口 浩君） ありがとうございます。まず、石井邸の件ですが、進入路が狭うございます。それで今は奥のほうに駐車場があるんですけども、乗用車もこれから先はあそこを進入しないんですか、するんですか。それを、町長、お聞きいたします。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 駐車場につきましては、また地元の方との打ち合わせも必要でしょうけれども、白秋生家の今回購入させていただきます用地の一部にも駐車場をつくるができますし、奥のほうの駐車場といいますのは、あくまで個人の方の土地でありますので、そこをどういった形で使用できるかというのもこれからの協議だと思います。できれば、その少し手前のところあたりに用地を確保することができれば、マイクロバスぐらいまではそこで停められるような駐車場を確保できればとは思っております。その先は、是非、やはり白秋の、そこでお母さんと来られたというそういった思いを、その来られた方にも思っていたくように、できれば少し歩いていただくことも必要なかなと思っております。

○議長（酒見 喬君） 8 番議員。

○8 番議員（田口 浩君） 私が駐車場のことを今口にしましたのが、ちょっとトラブルが起きるような話を聞きましたので、地元の方とのですね。だから駐車場をどうされるのかなというのをお聞きしたわけです。あそこ、農家の方たちの家を、やっぱり歩きますと、またのぞいたのどうのこうのってというような問題も出てきますので、もうちょっといろいろ考えていただけたらなと思っております。よろしいですか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 確かに、民家が一番密集している地域かと、その平塚の地域ではですね。ですけれども、田口議員も今日、有明新報の記事を持っておられましたけれども、6日の日に地元説明会を行いましたということで先ほど答弁いたしました、地元の方は約25名の方が出席いただきました。10名ぐらいかなと思っておりましたけれども、思わずびっくりしたほど参加いただきましたけれども、その皆さんもいろんなトラブルのそういったことも言われるかなと思いましたが、参加された方に限っては、自分たちもここで白秋が生れて、やはりここで何回も来て育ったということは誇りだと。そういった誇りに思っているから、自分たちもできる限り、何かできることがあったら手伝いたいと、そういったことがほとんどの方がそういったことを申されましたし、あそこで元気づくり体操サロンが開かれていますけど、その方たちは、早くしてほしい、自分たちが今元気なうちに、自分たちがい

ろんなことをやりたいからお手伝いしたいと。そういったことでもう非常に盛り上がりました。そして、自分たちも、今、石井さん御夫婦がおられますので、石井さんからいろんな白秋のお話を聞かせていただくような勉強会までしたいと、そういったことを言っておられますので、非常に有難く思いましたし、これから、その上のほう等についてもしっかりと地元と、そしてこの傘下でいろんな協議をしておりますので、そういったものも含めて協議を進めていければと思っております。

○議長（酒見 喬君） 8 番議員。

○8 番議員（田口 浩君） 何しろ一番私が懸念しているのが、トラブルがないようになったらと思っております、その件で町の方たちに聞きますと、この御茶屋跡の前が空いてますよね、土地が。あそこに移築して文化財としての集約をしたら、かえって見物の方たちも喜ばれるんじゃないかなろかなという意見も聞きましたので、それでこの移築の話を出したわけです。文化財的に、教育長にこれをちょっとお聞きしたかったんですが、それをちょっとお願いできますか。

○議長（酒見 喬君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 文化財というのは、持って行ったら全く価値がのうなるわけですね。あって初めて、それが歴史として残されていくということが大事なことで。もちろん建物として、南関町の坂下にあった麻扱場橋が天津山公園に来ているものもありますけども、先ほどお話しましたように、白秋さんが歌詞のこの道を歌っているように、お母様と馬車で行ったその道があるからこそ、この道の値打ちがあるということで。実は文化財の中でもこっちの御茶屋跡に持ってきてもらいますと、その上の鷹ノ原城と、旧名では言っていました南関城ですね、南関城址。やがて国指定史跡になることはもう見通しは立っています。そこと御茶屋跡、そして西南戦争の官軍墓地。これは集められたんじゃないで、その場にあったものなんですよ、だから文化財ということで。そういう文化財に指定するためには、そういった立地条件が、勝手に移動されては値打ちが下がってしまうというふうに学芸員が申しております。

以上です。

○議長（酒見 喬君） 8 番議員。

○8 番議員（田口 浩君） ありがとうございます。石井邸のことはもう言いませんので。

次は、グリーンヒル二城のほうに移らせていただきます。私も昨日、グリーンヒル二城のほうに参りました。行ったところがあまりにも惨めで、雑草が50センチほど全部生えているわけですね。何かこれじゃあとてもじゃないけど買手は付かんと思っただけで帰ったところでございます。それと、再三、境田議員が今まで言って

きておられましたが、入口のところの看板、南関町で販売しているんだというのを
入れてくれと言われたんですが、入ってます。ただ、10センチのところに、一番
下に草に隠れて見えないというのが、これは何だというぐらいに、真心がこもって
いないなど。よければもうちょっと大きい看板を立てて、町自体が直接販売してい
るんだということをアピールしてほしいなというふうに感じました。それで、今ま
で草刈りは大体どのくらいの間隔でされているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 間隔については、大体月に1回程度。前回草刈りを
したのが、ちょうど1カ月ぐらい前になるかなと思います。そろそろまた草を刈ら
なんなという話はしていたところで、草刈りの手段については、職員で手分けして
刈っているという状況です。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（田口 浩君） 1カ月では間隔が長すぎると思います。皆さん、農家の
方も見えられると思いますが、大体田んぼの草切り、もう1カ月もほっぽってお
られますか。いかがですか。ちょっと間隔が空きすぎでしょう。だからもうちょ
っと短くして、お客さんがいつ見えても。

もうちょっと、だから本当にきれいにして、多分普段の日でも見学に来られてい
ると思います。よければ職員さんを1人ぐらい常駐させて、案内ができるような方
向づけにもっていかれたら、もっといいんじゃないかなと思うんですが、いかがで
すか。

○議長（酒見 喬君） 町長。

○町長（佐藤安彦君） 分譲地の草刈りにつきましては、議員の御指摘のとおり、いつ
来られても、そういったしっかりした分譲地だなと見ていただけるような、適切な
対応ができるように心がけたいと思います。ただ、そこに常駐して職員を置くとい
うことに関しては、今の状況ではそこまでは考えておりません。やっぱりフェアと
かもやりますし、必要な方はこちらのほうにも連絡先とかもわかるように、もう少
し詳しくいろんなところで周知ができるように、そしてその希望される方とつな
がっていけるような対応を取らせていただきたいと思います。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（田口 浩君） 普通の、民間の不動産屋さんでしたら、本当にきれいにさ
れて常駐されております、どこでもですね。その心づもりがちょっと足りないんじ
ゃないかと思います。

今度は別にお聞きしますけれども、先月の全協において、宅地分譲フェアのグリ

ーンヒル二城の売り出しのチラシを頂きました。これでチラシを2,000枚作成すると言われましたですね。これはさっき言われた西鉄沿線だけですか、配布されるのは。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 西鉄沿線に置くのは、そのうちの一部と考えております。先ほども言いましたとおり、町内企業さん、町内企業さんはやはり多くの方が南関町の方が聞きに来られているというところで、町内在住者はそのうちの20%ぐらいというところもありますので、その辺についても大いに活用し、もちろんいきいき村であるとか、商業施設などにも置いていきたいと考えております。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（田口 浩君） 南関の進出企業さんにチラシを配布するというお考えはございませんか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） そのようにしていきたいと思っております。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（田口 浩君） それと、この分譲フェアの時に、のぼりをやっぱり案内のためにのぼりを立ててもらったら、もっと効果があるんじゃないかなと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 先ほども説明しましたとおり、地域づくり夢チャレンジ事業推進補助金と県の予算を使わせていただいて、今回このフェアを開催することとしております。当初の計画で、その辺について、のぼりについてはちょっと漏れていたというか、その辺については予定に入れておりませんでしたので、これについて今から追加というのがちょっと無理ですので、その辺については今回はちょっと無理かなと思っております。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（田口 浩君） なら、次回に作るということですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） この事業については、一応3年間の補助を受けられるということになっております。次年度については、その辺については入れていこうとは考えております。

それと、追加、先ほど答弁にちょっと漏れておりましたが、この分譲フェアの会場案内として、アドバルーンを1機上げるということは計画しております。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（田口 浩君） 何かちょっと情けないですね。10月のこのイベントで全部売ってしまうぞという気持ちはないですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 一応、望みとしてはそれがベストだと思っております。そういった気持ちで取り組んでまいります。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（田口 浩君） そのためにも、ちょっとふんどしのひもを引き締めて頑張りましょう。我々もお手伝いしますよ。本当にいつまでもお客さんが来るのを指くわえて待つとってもね、売れないですよ、これは。みんなでやっぱり話し合って、どうにか売り尽くすように頑張っていきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） 大変有難いことで感謝いたします。よろしく申し上げます。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（田口 浩君） 本当に引き締めて頑張ってもらいたいと思います。

ちょっとお聞きしますが、課長、企業訪問してチラシを配るようにされますか。

○議長（酒見 喬君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（坂田浩之君） はい、そのようにさせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 8番議員。

○8番議員（田口 浩君） 何かちょっと物足りないんですが。御答弁ありがとうございました。かなり時間が残っていますけど、これで終わらせていただきます。

○議長（酒見 喬君） 以上で、8番議員の一般質問は全て終了しました。

-----○-----

○議長（酒見 喬君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

来週の12日は、午前10時に本会場に御参集ください。

本日はこれにて散会します。起立、礼、御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後2時37分